

心豊かな生活と安心な暮らしをみんなで作る

H A S H I K A M I 21 - P L A N

第3部

基本計画





第3部



第1章

快適で安心して くらせるまちづくり

第1節

快適な生活を支える都市基盤の整備

第2節

都市的活動を支える道路・交通・通信の整備

第3節

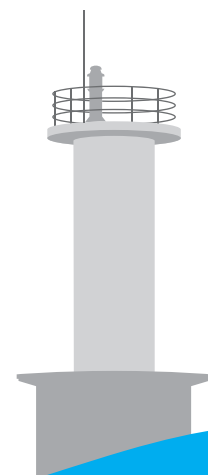
豊かなくらしを支える生活基盤の整備

第4節

自然と共生する生活環境の整備

第5節

くらしを守る安全と安心の確保



1-1-① 計画的な土地利用

〔現況と課題〕

町土面積の約16.8%を占める農用地のほか、商業用地や工業用地、公共施設用地等の市街地区域の土地利用については、環境保全に配慮した計画的かつ適切な開発へと誘導を図っていく必要があります。

また、階上岳や階上海岸等の公園、森林等の緑地区域については、環境や景観保全・防災等の観点から森林の保全等を図り、調和のとれた土地利用を誘導していく必要があります。加えて、道路、上下水道など社会資本発生と投下の経費という観点からも、景観条例や景観計画に基づく総合的街並みの整備が急務となっています。

そのためには、国土利用計画、都市計画、景観計画、農業振興地域整備計画など土地利用にかかわる他の計画との整合性を図りつつ、計画的な土地利用を推進する必要があります。

〔基本方針〕

本町の貴重な財産である階上岳や階上海岸等の豊かな自然環境や生態系の保全・活用、農林地の保全・整備を促進し、防災の向上を図りながら、快適でうるおいのある町土形成の整備に向けて、機能的かつ効率的な土地利用を図ります。

計画的な土地利用

総合的な土地利用の推進

自然環境の保全・活用

利用区別土地利用の推進

新たな土地利用の推進

〔施策の展開〕

1) 総合的な土地利用の推進

国土利用計画に基づく土地利用により、市街地区域等の都市的土地利用や農地、森林等の自然的土地利用、効率的な社会資本の投下の観点からそれぞれの整合を図り、総合的な町土の保全と有効利用に努めます。

2) 自然環境の保全・活用

町民にゆとりやうるおいを与える森林や河川・沿岸等の自然環境の保全に配慮しながら、町民をはじめとする多くの人々の余暇活動、交流の場としての活用を図ります。

3) 利用区分別土地利用の推進

①農用地

農用地については、農業者の高齢化、担い手不足などに対応するため、経営規模拡大を望む農家への集積を促進し、農地の流動化と有効活用を図ります。

また、宅地需要や生活基盤整備への対応、住宅地周辺の農用地は、他への転換・活用等有効利用の促進に努めます。

②森林

森林については、木材生産機能、町土保全機能、水資源かん養機能、保健休養機能等の管理・整備を計画的に推進します。

さらに、近年、自然とのふれあいに対する志向が高まりつつあるため、自然災害の防止と自然保護、森林の持つ公益的機能の維持に配慮しながら、ハイキングや森林浴のための整備を図るなど、森林に対する理解を深めるための場、レクリエーションの場、保健休養の場としての保全に努めます。

③住宅用地

本町の人口は平成16年をピークに減少傾向にありますが、石鉢・蒼前・野場中地区や耳ヶ吠地区は微増、もしくはほぼ横ばい状態となっています。また、町全体の人口は減少しているものの、世帯数は増加傾向を示しています。今後も居住環境の形成を推進し、良質な住宅地の供給や生活関連施設の整備を計画的に進めながら、必要な用地の確保を図るとともに、公園や広場等のオープンスペースの確保など、防災性の向上やゆとりのある快適な居住環境の整備と拡充に努めます。

事務所・店舗用地をはじめ商業業務や工業系用地に関するその他の宅地については、商工業の活性化及び良好な環境形成に配慮しながら、商工業業務系施設用地の需要に対応した必要な用地の確保に努めます。

④公用公共用地

公園緑地、文教施設、医療福祉施設、交通施設等の公用公共用施設用地については、町民生活の根幹をなすものであり、町民のニーズも多様化していることから、環境の保全や安全性、利便性、快適性の向上及び調和のとれた環境づくりに配慮し、必要な用地の確保を図ります。

⑤河川・海浜等

河川・海浜等の水辺は町民生活にうるおいをもたらす快適環境づくりの重要な役割を担うことから、河川・海浜緑地の充実を図るなど、水辺の自然とのふれあいや親水活動の場として、空間の有効利用に供するよう努めます。

4) 新たな土地利用の推進

八戸・久慈自動車道八戸南道路の整備が順調に進められています。階上IC（仮称）完成時には周辺の整備を進め、町の玄関口としての機能をもたせる必要があります。そのため、県道を含めた交差点改良を図り、利便性の向上を目指すとともに、企業誘致の推進に努めます。

主要事業

- 第4次階上町国土利用計画の策定・推進
- 八戸・久慈自動車道八戸南道路の整備推進
- 八戸・久慈自動車道八戸南道路階上IC（仮称）周辺の土地利用の促進



1-1-② 市街地及び集落の整備

〔現況と課題〕

本町は、25の基礎集落と田代小学校区を含む8の小学校区及び19の行政区により、生活圏の構成やコミュニティ活動をしています。

市街地は国道45号沿いとJR八戸線沿いに集中しています。中でも蒼前地区や耳ヶ吠地区の国道45号沿いを中心に市街地が形成されていますが、町全体の商店数が減少傾向にあることに加え、交通機能の発達と生活様式の変化に伴い、町民の商業活動も広域化が進んでいます。

今後は、町内商業の振興とともに消費のすみ分けができるように対策を検討し、地域の活性化と整備に向けた計画を図る必要があります。

〔基本方針〕

機能的で快適なまちづくりを進めるため、農業振興基盤整備による営農集落地等の整備を計画的に進めるとともに、商業振興のための街並みの整備等の推進による中心市街地の整備を図り、適正な市街化の促進に努めます。

市街地及び集落の整備

都市機能の段階的・計画的な整備

宅地の計画的整備

〔施策の展開〕

1) 都市機能の段階的・計画的な整備

街並みや景観の保全・整備・誘導を進めるとともに、生活産業活動を支える道路、下水道等の都市整備を段階的・計画的に図っていきます。

2) 宅地の計画的整備

営農集落地等の土地利用の安定化と市街地での良好な宅地の計画的整備の促進を図るとともに、優良宅地化への計画的な誘導を図ります。

主 要 事 業

- 階上町都市計画マスタープランに基づく計画的な市街地整備
- 良好な景観形成の推進
- 優良宅地化への計画的な誘導

1-2-① 道路網の整備

〔現況と課題〕

本町の道路網は、国道45号、主要地方道3路線、一般県道1路線と町内を縦横に結ぶ285路線の町道からなっています。

1) 国道45号は宮城県仙台市を起点とし、本町内の区間延長は10.4kmで、本町の産業経済、通勤・通学等日々の生活に重要な役割を果たしています。しかし、国道沿いは、商業化形成と住宅化が急速に進み、利用度が高く、朝夕のラッシュ時には、交通渋滞が生じています。

今後は、渋滞緩和に向けた施策として八戸・久慈自動車道八戸南道路の整備推進と国道45号の4車線化を図る必要があります。

2) 主要地方道は、八戸・大野線、名川・階上線、八戸・階上線の3路線、一般県道は、鳥屋部・十日市線の1路線で、町内の幹線道路として主要な役割を果たしています。

今後は、交通安全対策として、拡幅改良や交通安全施設の設置、歩車道区分や段差解消等の整備を進める必要があります。

3) 地域住民の生活道路として重要な役割を担っている町道は、一級町道11路線、二級町道25路線、その他町道249路線の計285路線が町内を縦横に走っています。しかし、未整備路線が多数あるため、今後は要望等を踏まえ順次整備していく必要があります。

4) 本町には、都市計画決定以前の住宅団地開発により、未舗装のまま整備されずにいる私道が多数存在しており、町民の日常生活に支障をきたしています。

今後は、交通安全の確保と生活環境の向上を図るため、行政区との協働により、未整備となっている私道について、整備を進めていく必要があります。



■道路

区 分	路線数	実延長 (m)	路線別内訳	
			舗装(m)	砂利(m)
国 道	1	10,395	10,395	0
県 道	4	29,157	29,157	0
小 計	5	39,552	39,552	0
一 級 町 道	11	35,292	32,862	2,430
二 級 町 道	25	56,087	43,800	12,287
その他の町道	249	158,736	88,703	70,033
小 計	285	250,115	165,365	84,750
合 計	290	289,667	204,917	84,750

注) 平成21年4月1日現在

■私道の整備状況

(単位: km)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
延 長	—	2.2	1.8
路線数	—	15	14

〔基本方針〕

本町の社会・経済の諸活動を支える幹線道路の整備とともに、これらと連携した生活道路の整備を促進します。また、安全性、快適性等、道路に求められる多様な機能に配慮し、道路環境の向上等に努めるとともに、バリアフリー化など人にやさしい道づくりを進めます。

道路網の整備

高規格幹線道路の整備

主要幹線道路の整備

快適で利便な生活道路の整備

私道の整備

〔施策の展開〕

1) 高規格幹線道路の整備

広域経済圏を形成し、広域的交流を促進するため、八戸・久慈自動車道八戸南道路の整備を推進します。

2) 主要幹線道路の整備

町内の円滑な交通流動を確保するために、交通量が増大している国道45号の4車線化に努めます。また、八戸・階上線など主要幹線道路の拡幅改良整備や交通安全対策として歩道整備等を進

めます。

3) 快適で利便な生活道路の整備

生活道路である町道については、居住者の生活利便と交通安全を確保するため、優先順位を決め、既存道路の改善・整備を図ります。また、大雨時の冠水常襲地帯については、側溝や調整池等の整備により、その解消に努めます。

4) 私道の整備

事業効果の高い未整備の私道について、行政区との協働により整備を行い、交通の安全確保と生活環境の向上を図ります。

主要事業

- 八戸・久慈自動車道八戸南道路の整備推進
- 国道45号の4車線化の推進
- 八戸・階上線の拡幅改良、交差点改良事業
- 八戸・大野線と名川・階上線の歩道整備
- 町道の整備
- 私道の整備





1-2-② 公共交通機関の整備

〔現況と課題〕

本町の海岸線を八戸駅を起点に八戸・久慈間を結ぶJR八戸線が通っています。町内線路延長は約5kmで、本町には階上駅と大蛇駅の二つの無人駅があり、通勤・通学等の交通機関として大きな役割を果たしています。

路線バスについては、民営バスが乗り入れ、西部・中央地域を中心に4路線8系統を運行し、鉄道と同様に住民生活に欠かすことのできない役割を果たしています。

しかし、少子化の影響や自家用車の普及などにより、鉄道や路線バスの利用客は年々減少しています。また、それに伴い便数も減少しており、利便性は年々低下しています。平成21年度からは町民の新たな交通手段として町内を巡回するコミュニティバスを運行していますが、今後は鉄道、路線バスと合わせて公共交通の利便性を高めるための検討が必要です。

〔基本方針〕

利用客数が年々減少傾向を示し、公共交通を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。しかし、鉄道及び路線バスは、町民の交通手段として欠かせない機関であるため、関係機関と連携し公共交通のさらなる利用促進を図るとともに、効率的・効果的な公共交通体系を目指します。

公共交通機関の整備

公共交通の充実

〔施策の展開〕

1) 公共交通の充実

① 鉄道

JR八戸線については、利用しやすい時刻の設定、効率的・効果的な運行を鉄道事業者に要望するとともに、積極的な鉄道情報の発信等により利用の促進を図ります。

② 路線バス

民営バスについては、通勤・通学等バス利用客の利便性を高めるため、バス事業者に効率的・効果的な運行を要望するとともに、生活路線バス運行の維持・確保を支援します。また、積極的な路線バス情報の発信等により利用の促進を図ります。

③ コミュニティバス

コミュニティバスについては、鉄道や路線バスとの接続を考慮し、効率的・効果的な運行に努めるとともに、町民が利用しやすい運行とするため、定期的にダイヤを見直します。

④ デマンドバス[※]等導入の検討

コミュニティバスの利用状況や利用者のニーズ等を常に把握し、弾力的な運行サービスの提供や地域サービスの向上などを図るため、コミュニティバスとの複合的なデマンドバス等の導入を検討します。

主要事業

- バス路線維持対策費補助金
- コミュニティバスの運行
- 公共交通機関の利用促進
- 総合的な公共交通の検討

※デマンドバス

利用者の要望に応じて停留所に呼び寄せたり、停留所以外でも乗り降りができる仕組みのバス





1-2-③ 情報通信の整備

〔現況と課題〕

近年、情報通信網の普及が飛躍的に進展し、携帯電話やインターネット等は日常生活や経済活動に欠かせないものになってきています。

今後は、この情報通信網を活用して町民の利便に供するため、防災行政無線の強化や庁内をはじめ、住民とのネットワーク形成に努めていく必要があります。

〔基本方針〕

町民生活の一層の充実を図るため、行政の有する多様で膨大な情報を基盤として、地域の情報化の促進を検討するとともに、情報通信化に対応した人財の育成等に努めます。

情報通信の整備

情報通信の整備充実

〔施策の展開〕

1) 情報通信の整備充実

- ① 町民生活の利便性や安全性の向上、行政サービスの向上のため、総合行政ネットワークの有効利用と、保健、医療、福祉、教育、文化、防災等さまざまな分野における地域情報化について検討します。また、産業分野等、民間における情報通信化の促進に努めます。
- ② 災害時をはじめとする町民への情報伝達手段の一つとして重要な役割を果たす防災行政無線の充実を図るとともに、新たな機器やシステムの検討を含め、多様な情報伝達手段の確保を目指します。

主 要 事 業

- 防災基盤整備事業
- 安全・安心情報発信事業（ほっとスルメール）

1-3-① 上下水道の整備

〔現況と課題〕

1) 上水道の整備

生活用水においては、八戸圏域水道企業団により安定供給が図られています。今後も上水道事業の健全化のために保安・点検・管理面での強化を図っていく必要があります。

2) 下水道の整備

生活雑排水等の汚水処理については、公共下水道事業、大蛇地区漁業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業により推進しています。公共下水道は、平成21年度に一部供用開始し、平成25年度までは着実に整備を続けますが、その整備には多額の費用を必要とするため、平成26年度以降の整備については、財政状況を勘案しながら、計画的・効率的に進める必要があります。

〔基本方針〕

上水道については、災害時等に対応した安定給水確保に努めます。また、良質な生活用水を安定供給できるように、八戸圏域水道企業団と連携を保ちながら、水道事業の健全化に努めます。

下水道については、水環境の保全や水の循環利用などの啓発活動を行うとともに、生活排水処理基本計画を見直し、計画的な下水道の整備、合併処理浄化槽の変換促進を行い、水洗化の向上に努めます。

上下水道の整備

上水道の安定供給

計画的・効率的な下水道の整備

下水道による水洗化率の向上

下水道経営の健全化の推進

合併処理浄化槽への変換促進

〔施策の展開〕

1) 上水道の安定供給

①安全でおいしい水を安定的に供給するとともに、防災の観点から老朽管の計画的な布設替えを働きかけます。

②八戸圏域水道企業団との連携を強め、普及率の向上を目指します。



2) 計画的・効率的な下水道の整備

生活排水処理基本計画の公共下水道排水区域、合併処理浄化槽設置区域等を見直し、計画的・効率的な下水道の整備に努めます。

3) 下水道による水洗化率の向上

広報誌やホームページ等により、下水道の必要性や重要性についての啓発活動や下水道接続相談会の開催などにより、加入の促進を図ります。

4) 下水道経営の健全化の推進

階上町公共下水道管理運営計画に基づき、下水道の適正な使用料の設定や維持管理に努めます。

5) 合併処理浄化槽への変換促進

下水道処理区域以外の区域では、引き続き合併処理浄化槽への変換促進に努めます。

主 要 事 業

- 上水道の普及促進
- 公共下水道整備事業
- 下水道加入促進事業
- 合併処理浄化槽設置整備事業



1-3-② 住宅地の供給

〔現況と課題〕

1) 本町では、快適で安心してくらせる住環境整備の一環として、国の補助を受け、町営住宅を建設し供給しています。また、八戸市の経済圏域内として民間の宅地造成により着々と住宅化が進んでいるところですが、現在は、長引く景気低迷等により住宅建築は伸び悩んでいる状況です。近年は、相次ぐ地震や地球温暖化により耐震化や省エネ住宅への関心が高いことから、住宅リフォーム相談窓口を設置し情報提供をしています。

2) 本町では、平成6年5月に都市計画区域の指定を受け、一般住宅等の新增改築に際して建築確認申請が必要となりました。また、都市計画法による用途地域を平成9年4月に定め、この方針にしたがい、良好な市街地形成を図るためにも乱開発を防ぎ、住居地域に誘導する必要があります。

■町営住宅

施設名	戸数	完成年度	所在地
つくしヶ丘団地	15戸	H6	赤保内字柳沢地内
榊山団地	30戸	H19	道仏字榊山地内

〔基本方針〕

快適な生活環境を求める町民のニーズに対応し、質の高い宅地や住宅の供給を促進するとともに、住宅リフォーム相談窓口の設置により、居住環境の向上を図ります。

住宅地の供給

住みやすい住宅環境づくり

住宅建築の指導の推進

〔施策の展開〕

1) 住みやすい住宅環境づくり

良質で住みやすい住宅環境づくりを目指していきます。

2) 住宅建築の指導の推進

- ① 用途地域内の住宅地域への住宅建築の誘導を図っていきます。
- ② 町民のニーズに応じた住宅リフォーム等の情報を提供します。

主 要 事 業

- 耐震改修・住宅リフォームの情報提供



第3部



第1章 快適で安心してくらせるまちづくり

1-4-① 公園・緑地の活用

〔現況と課題〕

公園や緑地は、町民生活にやすらぎとうるおいを与える貴重な空間であり、スポーツ・レクリエーションの場、災害時における避難場所としての機能のほか、大気の浄化、景観形成等生活環境の向上にも大きな役割を果たしています。

今後は、町民と行政が一体となって緑化を推進し、快適な住環境を創出していくことが重要となっています。

〔基本方針〕

町民が身近に利用でき、スポーツ・レクリエーション活動などの場として、公園の積極的な活用を推進します。また、水辺空間や緑地の保全、町民参加による緑化の推進に努めます。

公園・緑地の活用

公園の活用

緑地の保全

〔施策の展開〕

1) 公園の活用

- ① うるおいのある街の環境を保つ空間として、また、スポーツ・レクリエーション活動などのニーズや災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の活用を推進します。
- ② 貴重な自然空間の保全に努めるとともに、レクリエーションの場としての活用を推進します。

2) 緑地の保全

公共施設等の緑化を進め、快適な環境の創出、緑豊かなまちづくりを促進するとともに、緑地の保全に努めます。

主 要 事 業

- 公園・緑地の活用促進

1-4-② 自然保護対策

〔現況と課題〕

本町では、自然保護の観点から森林を守り、緑に親しんでもらうために、レクリエーション、ハイキング、森林浴のための階上岳の施設整備を進めてきました。快適でうるおいのある生活を守るためには自然と共生・共存し、また乱開発やゴミの不法投棄を防ぐためには、行政の指導だけではなく、町民一人ひとりが自然に対する関心を高める必要があります。

町民が自らの手で自然を守るためにも、今後、町内の自然環境保護を広報し、自然愛護の啓発を行っていく必要があります。

■自然保護地域

(単位：ha)

鳥獣保護区	休 獵 区	銃猟禁止区域	水 源 かん 養 保 安 林	防火保安林	干 害 防 備	保健保安林	県立自然 公園区域
1,150	1,992	773	2,353	4	72	69	2,196

〔基本方針〕

町の美観の維持や自然災害の観点から、緑豊かな地域環境の創造を目指し、自然の保護に努めます。また、自然保護意識の高揚に努め、貴重な自然景観地や植生物の適正な生息環境等の保護を図ります。

自然保護対策

自然保護活動の促進

広報・啓蒙活動の推進

〔施策の展開〕

1) 自然保護活動の促進

本町の恵まれた自然環境を活用して、自然保護教育に努め、自然保護意識の高揚と啓発を図ります。また、自然保護活動の指導者やボランティアグループ等の育成を図り、町民の自主的・主体的な自然保護活動を促進します。

2) 広報・啓蒙活動の推進

自然保護の観点から町民や観光客などへの広報活動を積極的に行い、自然愛護に対する啓発に努めます。

主要事業

- 自然保護活動指導者等の育成
- 自然保護監視活動の推進



1-4-③ ごみ・し尿処理対策とリサイクルの推進

〔現況と課題〕

1) 本町のごみ処理については、八戸地域広域市町村圏事務組合で設置したごみ処理施設で処理を行い、収集については民間業者に委託しています。近年、ごみの排出・収集量は減少の傾向にありますが、引き続きごみの減量化やリサイクルの一層の推進を図るため、町民、企業、行政が一体となり、全町的に取り組んでいく必要があります。

今後は、廃棄物処理体系（ごみ及び生活排水）の長期的な展望のもとに、その対策を示し、合理的、経済的な処理体系の確立を図り、ごみのさらなる減量化や資源再利用の循環型地域社会を築いていく必要があります。

2) し尿処理については、公共下水道と大蛇地区漁業集落排水及び合併処理浄化槽により衛生的なし尿処理対策を推進しています。

公共下水道については、PR活動や相談会の開催等により加入率の向上を図り、大蛇地区漁業集落排水については、処理区域内の未加入世帯の汚水処理形態を早急に調査・分析し、加入促進に努めます。

■ごみ処理状況の推移

(単位：t)

区分	可燃物	不燃物	粗大	資源ごみ	合計
平成15年度	2,730	185	157	519	3,591
平成16年度	2,762	171	116	468	3,517
平成17年度	2,729	290	123	365	3,507
平成18年度	2,723	196	157	500	3,576
平成19年度	2,589	129	140	586	3,444
平成20年度	2,652	247	137	552	3,588

■し尿処理状況の推移

(単位：人、kl、t)

区分	行政内 区域人口	処 理 区域内人口	水 洗 化 人 口	非水洗化 人 口	収 集 量		
					し 尿 収 集 量	浄 化 槽 汚 泥 量	計
平成15年度	15,184	15,184	9,306	5,878	3,880	4,572	8,452
平成16年度	15,186	15,186	9,487	5,699	3,898	4,679	8,577
平成17年度	15,117	15,117	9,327	5,790	3,861	4,728	8,589
平成18年度	15,079	15,079	9,558	5,521	3,857	4,878	8,735
平成19年度	14,872	14,872	9,980	4,892	3,758	4,824	8,582
平成20年度	14,796	14,796	9,511	5,285	3,641	4,788	8,429

〔基本方針〕

町民生活の多様化に伴い、ごみの質は複雑化しているため、ごみ処理基本計画を見直し、分別収集の徹底や資源化・リサイクルの促進、適切な収集・処理に努めます。

し尿処理については、快適で衛生的な環境地域を構築するために、公共下水道処理区域及び大蛇地区漁業集落排水処理区域内ではその加入促進に努め、またそれ以外の区域では合併処理浄化槽の変換促進に努めます。

ごみ・し尿処理対策とリサイクルの推進

分別収集・リサイクル運動の推進

ごみの不法投棄・野外焼却の防止

ごみ有料化の検討

下水道による水洗化率の向上

合併処理浄化槽への変換促進

〔施策の展開〕

1) 分別収集・リサイクル運動の推進

- ① 町民や企業のごみ問題に関する意識啓発に努めながら、ごみの減量化、再資源化を促すため、分別収集の徹底を図ります。
- ② 全町的なリサイクル運動の展開を図るため、ごみ問題に関する意識の啓発や環境にやさしいライフスタイルの提案、リサイクルに関する情報提供に努めながら、町民一人ひとりの自主的な活動を促進します。
- ③ 各種町民団体への指導を通じてリサイクルへの取り組みを支援するとともに、八戸リサイクルプラザ等の活用を通じて、有用資源の再利用化に努めます。

2) ごみの不法投棄・野外焼却の防止

- ① ごみの不法投棄・野外焼却に対して、町民と行政、関係機関等が一体となり監視を強め、その防止に努めます。また、地域の環境美化を積極的に推進します。
- ② ごみの不法投棄・野外焼却の禁止について、広報誌などを通じて周知徹底するとともに、事業所等に対しては、廃棄物の適正処理の指導に努めます。

3) ごみ有料化の検討

一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び町民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化について検討します。

4) 下水道による水洗化率の向上

広報誌やホームページ等により下水道の必要性や重要性についての啓発活動や、下水道接続相談会の開催などにより加入の促進を図ります。

5) 合併処理浄化槽への変換促進

下水道処理区域以外の区域では、引き続き合併処理浄化槽への変換促進に努めます。

主 要 事 業

- ごみ処理基本計画の推進
- 分別収集、リサイクル運動の徹底
- 下水道加入促進事業
- 合併処理浄化槽設置整備事業



1-4-④ 環境の保全と美化

〔現況と課題〕

1) 本町においては、悪臭やハエの発生が多いため、全町が悪臭防止法の規制地域に指定されていますが、根本的な改善には至らない状況です。このため町民と行政、事業者等が協力し合いながら環境改善に努めるとともに、啓発活動を今後とも強力に推進していく必要があります。

2) 清潔で住みやすい生活環境を創造するために、町民意識の啓発、悪臭対策や排水対策、さらには空き地管理の強化に努める必要があります。また、騒音や振動・悪臭・水質汚濁等に対して関係機関が協力し、その対策を講じていく必要があります。

3) 地球規模で大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が増加し地球温暖化が進んでいます。本町においても、地球温暖化防止のために、物品の再利用や再生使用、エネルギーの消費量抑制を推進していく必要があります。

〔基本方針〕

町民が協力しあって清潔なまちを創出し、健康的でうるおいのある町民生活を維持するため、町民の主体的な取り組みの育成による環境美化の促進を図るとともに、町民参加による環境衛生対策の展開を図ります。

また、地球温暖化防止のため、環境保全率先行動計画の推進や町民等への啓発など、全町的に環境負荷の低減に取り組みます。

環境の保全と美化

環境美化の推進

騒音・振動・悪臭・水質汚濁等の防止対策

地球温暖化対策

〔施策の展開〕

1) 環境美化の推進

全町的な地域環境美化の展開を目指して、広報誌や生涯学習の場を活用した環境美化に関する情報の提供、町民意識の啓発に努めます。

2) 騒音・振動・悪臭・水質汚濁等の防止対策

騒音・振動・悪臭・水質汚濁等に対して、その原因者や事業者に必要な指導や防止対策等を講じ、安心できる生活環境を維持できるように、地域の環境整備に努めます。

また、悪臭やハエの発生、水質汚濁等については、その発生源である畜産業者と公害防止協定を結ぶとともに、県環境管理事務所や八戸保健所などの関係機関と緊密な連携をとりながら、定期的に調査・測定を行うなど、その防止と改善に努めます。

3) 地球温暖化対策

地球温暖化防止対策として、階上町環境保全率先行動計画を推進し、庁内の温室効果ガスの排出量の削減に努めます。また、町民等に対しては、広報誌等により地球温暖化防止の啓発をするとともに、住宅への太陽光発電システム導入の支援に努めます。

主 要 事 業

- 花いっぱい運動
- 環境保全活動の推進
- 騒音・振動・悪臭・水質汚濁等の防止対策と指導強化
- 階上町環境保全率先行動計画の推進
- 住宅用太陽光発電システム導入支援事業





1-5-① 消防・防災対策の推進

(現況と課題)

本町は、地理的・気候的条件に恵まれており、比較的災害の少ないまちです。しかし、絶えず町民の防災意識を高めるために、八戸地域広域市町村圏事務組合の常備消防と消防団、町民が連携して2年に1回の総合防災訓練を実施しています。

また、自主防災組織の体制づくりの強化、非常事態に対応した防災無線と消防水利の増設及び林野火災防止の広報活動の推進、急傾斜地崩壊対策事業等の実施など、災害防止対策に取り組んでいますが、一方で都市化の進展やコミュニティ意識の変化により、地域防災組織の機能が低下しつつあります。

今後は、町民と行政が一体となって協働の取り組みを行いながら、防災意識の高揚と地域連帯に基づく防災体制の強化を図る必要があります。

■ 消防力の組織と現況

消防署数	職員数	広域消防				自治消防				
		自動車保有台数				消防団数	分団数	団員数	ポンプ等保有台数	
		タンク車	ポンプ自動車	救急自動車	広報自動車				ポンプ自動車	小型動力ポンプ
1	18	1	1	1	1	1	8	170	7	7

注) 平成21年4月1日現在

■ 火災発生の現況

区分 年次	建 物	林 野	車 輛	その他	計
	平成15年	6	1	1	
平成16年	3	4	0	1	8
平成17年	6	3	1	0	10
平成18年	4	7	2	1	14
平成19年	3	2	2	5	12
平成20年	0	3	0	1	4

(基本方針)

常備・非常備消防体制の充実により、防災体制の強化を図るとともに、町民一人ひとりへの防火・防災意識の啓発、地域防災計画に基づく防災対策に努めます。さらに、関係機関との連携により、災害時における救急・救助体制の充実にも努めます。

消防・防災対策の推進

防災体制の確立

防災情報網の整備

〔施策の展開〕

1) 防災体制の確立

① 防火・防災意識の啓発

住民の防火・防災に対する知識、非常時の心得等の情報提供に努めるとともに、消火・防災訓練の体験等を通じて意識の高揚を図ります。

② 地域防災体制の充実

関係機関や地域との連携により、地域防災体制の充実を図ります。また、地域活動のなかで防災教育の機会の充実を促進するとともに、防災の日等における地域ぐるみの防災訓練の実施促進を図ります。

③ 公共施設の耐震化推進

災害時における災害対策拠点や避難施設等として機能できるよう、集会施設や消防屯所等の公共施設の計画的な耐震化を推進します。

④ 応急物資等の確保

災害発生後に町民が安心して生活できるよう、電気・水道等のライフラインの確保について関係機関の協力を求めるとともに、水・食料等の備蓄の推進に努めます。

⑤ 消防力の強化

消火栓や防火水槽等の増設を行い、消防水利の充実に努めます。また、消防ポンプ自動車・小型動力ポンプについても適切な維持管理に努めます。

2) 防災情報網の整備

災害時における情報連絡体制の確保を図るため、防災行政無線の整備充実に努めます。

主 要 事 業

- 総合防災訓練の実施、情報収集体制の充実
- 自主防災組織設立への支援
- 防災無線設備の充実
- ライフライン確保に向けた関係機関（民間）との連携強化
- 消防ポンプ自動車整備事業
- 防火水利整備

1-5-② 交通安全対策の推進

（現況と課題）

交通災害を防ぐために、必要に応じた交通規制の見直しや交通事故危険箇所の調査・改善など、安全な交通環境を維持し、また、関係機関との協力によって交通安全運動や交通安全教育を強化していく必要があります。

本町では、交通安全施設（ガードレール、カーブミラー等）の新設をはじめ、歩道の改良、交通指導隊の協力による登下校時の児童生徒などへの交通指導、また高齢者及び幼児・児童を対象とした交通安全教室の開催、街頭啓発活動等を通じて、交通安全意識の高揚に努めています。

■ 交通事故発生状況

区分 年次	件数	死者	傷者
平成15年	51	1	59
平成16年	63	1	83
平成17年	50	0	69
平成18年	55	0	66
平成19年	53	2	60
平成20年	38	0	49

（基本方針）

交通安全のまちづくりを目指して、交通安全施設の整備等、道路交通環境の向上に努めるとともに、ライフステージ[※]に応じた交通安全教育の推進、広報活動の充実等による交通安全意識の高揚に努めます。

※ライフステージ

幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階

交通安全対策の推進

交通安全施設の整備

交通災害共済事業の促進

（施策の展開）

1) 交通安全施設の整備

交通安全確保の観点から、計画的に道路改良やカーブミラーの設置などに努めます。

2) 交通災害共済事業の促進

広報誌等を通じて、交通安全を呼びかけるほか、交通災害共済事業の制度周知を図り、加入を促進するなどして共済制度の安定的な運営に努めます。

主 要 事 業

- 交通安全施設の整備充実
- 交通安全教室の推進及び広報活動による意識の高揚



1-5-③ 防犯対策の推進

〔現況と課題〕

社会環境の変化や都市化によって犯罪は凶悪化、巧妙化、広域化、低年齢化しています。本町では、町民の安全確保と安心して暮らせる生活を守るために、防犯灯の設置や町民の防犯意識の高揚に努めています。

また、振興住宅地形成などによるコミュニティの変化に伴い、防犯に対する地域の連帯意識が薄れる傾向にあるため、八戸警察署及び防犯指導隊の協力を得て町内の防犯診断を実施し、地域防犯活動の推進に努めています。

〔基本方針〕

防犯施設の充実を図るとともに、関係機関や地域と一体となって地域防犯体制の充実、防犯意識の高揚に努め、犯罪のない町づくりを目指します。

防犯対策の推進

地域防犯体制の充実

防犯施設等の充実

〔施策の展開〕

1) 地域防犯体制の充実

- ① 地域住民や防犯活動団体との連携のもとに、地域ぐるみの防犯活動を展開しながら、防犯体制、暴力排除体制の充実を図ります。
- ② 広報活動を通じて、町民の防犯意識の高揚を図ります。
- ③ 学校、家庭、警察等と連携し、犯罪の予防の推進を図るとともに、関係機関・団体と協力し、街頭補導等の実施に努めます。

2) 防犯施設等の充実

- ① 地域の人々の生活動向を踏まえ、人口増加が進む地域については、防犯体制の強化を関係機関に要望していきます。
- ② 防犯灯の整備充実を推進し、犯罪の予防に努めます。

主 要 事 業

- 防犯協会等との連携強化
- 防犯灯の整備充実
- 防犯活動の展開

1-5-④ 消費対策の充実

〔現況と課題〕

近年、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、クレジット、通信販売、訪問販売、携帯電話や通信機器等による多種多様なサービスの提供が行われています。これに伴い各種のトラブルも発生し、相談も数多く寄せられていますが、その内容は複雑化・多様化し、処理について専門的な知識を必要とする状況になっています。

今後は、消費者の安全と利益を守るため、消費者が正しい知識を持ち、的確な判断をするための施策と相談事業の充実が求められています。

〔基本方針〕

消費者に対する意識啓発、関係機関との連携に基づく相談事業の充実やリサイクルの推進に努め、消費生活の向上を図ります。

消費対策の充実

消費者への啓発と保護の充実

〔施策の展開〕

1) 消費者への啓発と保護の充実

- ① 広報誌等による情報提供の充実を図ります。
- ② 消費者に対する相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら、消費者へのアドバイスや消費者と事業者間のトラブルの解決に努めます。

主 要 事 業

- 消費者意識の高揚・保護の充実
- 消費者行政活性化事業



第3部



第2章

地域資源をいかした 活力あふれる産業づくり

第1節

新しい魅力づくりによる農林水産業の振興

第2節

時代に対応した商工業の振興

第3節

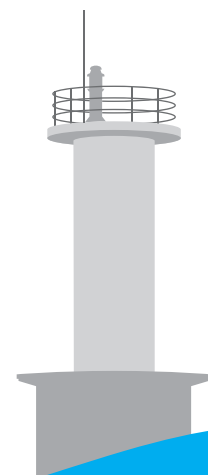
町の魅力を高める地域ブランドの創出

第4節

地域資源を活用した観光の振興

第5節

働きやすい環境の整備



第1節 新しい魅力づくりによる農林水産業の振興

序 論 基本構想 基本計画

2-1-① 農業の振興

〔現況と課題〕

本町の農業は、農家戸数の減少、農業者の高齢化、後継者不足といった構造的な問題が顕著になっており、それに伴い農地の遊休化も進行している現状にあります。また、基幹産業でもある本町の農業は、野菜を中心に米、葉たばこ、畜産等を営んでいますが、近年、消費者の食に対する安全志向がますます高まっており、農産物の品質向上が求められています。

これら厳しい情勢に対応するため、耕作放棄地の解消と抑止、農道の拡幅や集落道などの生産基盤等の整備、後継者の育成と認定農業者制度の適切な運用や農地の流動化の促進、「階上ブランド」の推進や付加価値の高い農業を育成していく必要があります。また、環境と健康に優しい農業を推進するとともに、近年注目されている地産地消に対応し、地元農産物の消費を促す環境づくりが求められています。

■ 農業生産の推移

(単位：ha、頭、羽、百万円)

種別 区分	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	作付面積 (飼養頭羽数)	生産額	作付面積 (飼養頭羽数)	生産額	作付面積 (飼養頭羽数)	生産額	作付面積 (飼養頭羽数)	生産額	作付面積 (飼養頭羽数)	生産額
米	136	120	195	40	177	180	162	150	161	140
麦・雑豆・いも類	134	50	125	40	122	40	121	40	101	40
野菜	219	910	200	750	179	740	180	540	175	550
果樹	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10
その他の耕種作物	410	190	441	160	428	150	411	120	407	110
養蚕(桑、繭)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肉牛	590	90	590	70	560	90	560	90	670	90
乳牛	300	110	300	110	330	120	300	120	280	110
豚	21,100	950	18,000	880	-	820	18,600	820	18,800	810
にわとり	912,000	2,630	743,000	1,670	-	2,300	850,000	1,880	1,007,000	1,790
その他の畜産物	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-
加工農産物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：青森農林水産統計年報、基礎統計表市町村版

■専・兼別農家の状況

区分	農家戸数				農家人口			経営耕地面積 (ha)				牧草 専用地	混牧林地
	総数	専業	兼業		総数	男	女	総数	田	畑	樹園地		
			第一種	第二種									
昭和50年	1,059	44	204	811	5,989	3,020	2,969	1,702	302	1,306	94	350	—
昭和55年	984	78	227	679	5,205	2,607	2,598	1,769	295	1,378	96	236	150
昭和60年	884	74	148	662	4,573	2,279	2,294	1,087	287	732	68	229	—
平成2年	776	66	86	624	3,907	1,937	1,970	917	275	593	49	140	—
平成7年	617	44	119	452	2,860	1,395	1,465	768	243	492	33	127	—
平成12年	486	42	46	268	2,126	1,039	1,087	559	185	355	20	100	—
平成17年	491	47	33	190	1,954	953	1,001	525	142	378	5	168	—

資料：農業センサス

(基本方針)

農業を魅力ある産業として回復させるためには、食料・農業・農村基本法に基づき、長期的な展望にたった施策を展開していくことが極めて重要となっています。また、消費者の関心が高い安全で新鮮な食料の生産・供給とともに、自然環境の保全、水源のかん養、美しい景観など農業の持つ多目的機能が注目されています。

このため、高い生産力と安定した経営を実現するため、中核農家、農業後継者など担い手の育成、生産基盤の整備、農用地の流動化を推進するとともに、高付加価値化と販売の戦略化、農業体験などの取り組みを進めます。

また、農業用用水排水路や農道、集落道の整備を行い生産性の向上と生活環境の改善を図ります。

農業の振興

農業経営基盤の強化

農業生産基盤の整備

高生産・高収益事業の促進

特色ある農業の振興

観光農業の推進と食育の推進

集落道の整備

(施策の展開)

1) 農業経営基盤の強化

農業者の高齢化、兼業農家の増加、担い手不足などに対応するため、経営規模の拡大を望む農家への集積を促進し、農地の流動化・有効活用を図ります。



2) 農業生産基盤の整備

- ① 遊休農地の解消及び未然防止のため、農地所有者の意向に基づきながら優良農地の確保に努めるとともに、貸し手、借り手のマッチングに努めます。
- ② 安全な通作、大型農業機械のスムーズな通行を確保し、農産物の品質向上や流通合理化等を図るため、農道の整備を推進します。
- ③ 農地の保全、用水の安定的な供給を図るため、農業用排水の整備を推進します。

3) 高生産・高収益事業の促進

本町の自然条件に対応し、消費地・消費者との距離が近いという特性を生かすため、野菜を中心に、花卉、葉タバコ、畜産等の振興を図り、消費者ニーズにあった多様な農業生産を促進するとともに、地場産業振興のため、道の駅の生産物直売所や八戸農業協同組合、階上漁業協同組合等を通じ、農林水産物の販路拡大と所得増に努めます。

4) 特色ある農業の振興

① 野菜等の振興

本町の特色ある農業を振興するため、野菜、畜産等について、県内の市場や消費者のニーズ等を勘案しながら育成に努めます。

- ② 野菜等の生産地域の基盤整備を行うとともに、産直祭等イベントの開催やPR活動を行い、農業を通じた交流の促進に努めます。
- ③ 市街地に立地あるいは隣接する農地については、町民農園等、町民が気軽に農業を楽しめる場の確保・整備に努めます。

5) 観光農業の推進と食育の推進

- ① 農業体験を進めるとともに、地産地消の促進を図ります。
- ② 食農教育、食育の推進と食文化の伝承・創造に努めます。

6) 集落道の整備

日常生活の利便性や営農の合理化、緊急車両のスムーズな走行を図るため、集落道の整備を推進します。

主要事業

- 農地利用集積特別対策事業
- 農業経営体活性化事業
- 耕作放棄地対策事業
- 中山間地域等直接支払事業
- 中山間地域総合整備事業
- 階上町肉用牛導入基金事業
- 四季なりいちごハウス栽培事業



2-1-② 林業の振興

〔現況と課題〕

森林は木材や林産物の生産の場であると同時に、水源のかん養、災害の防止、山菜などの山の幸を恵み、保健休養の場としても町民の生活にうるおいや安らぎを与え、心の豊かさを育んできました。しかし長期にわたる木材産業の低迷により、林業生産活動が著しく減退するなど、林業を取り巻く環境は依然として厳しい現状です。本町では民有林の管理・育林事業を進めるにあたって、森林組合に施業委託をするなどして、森林の経営及び保全に努めています。

〔基本方針〕

民有林の造林や除間伐などの森林整備への支援を行うとともに、災害に強い森づくりを推進します。また、造林、育林、経営の強化促進等、森林資源の保全を図ります。

林業の振興

森林資源の有効利用

森林施業の推進

〔施策の展開〕

1) 森林資源の有効利用

森林のもつ自然的・公益的機能を高めるため、造林・除伐・保育などを長期的な計画のもとに整備を進めます。また、階上岳（がぎゅうざん 臥牛山）の森林浴、登山、ハイキングなど豊かな森林空間の多目的な活用を図るとともに、後世に残すため、林業の振興と森林の保全に努めます。

2) 森林施業の推進

造林や下刈・除伐などの保育を計画的に実施し、良質材や優良な原木の生産のための基盤づくりを推進します。

主 要 事 業

- 階上岳保全管理
- 森林整備地域活動支援交付金事業

2-1-③ 水産業の振興

〔現況と課題〕

1) 本町の水産業は、県南部太平洋に面した海岸線5.5kmにわたる6か所の漁業集落に分散して沿岸漁業が営まれ、定置、区画、共同の3漁業権が設定されています。また、県栽培漁業センターを核にウニ・アワビの稚貝生産やヒラメの稚魚生産から放流を行うなど「つくり育てる漁業」により、海産資源の育成に努めています。

2) 本町の漁業経営体数は51経営体（内、個人経営50＝平成15年現在）で減少傾向にあります。また、漁業従事者の高齢化や後継者不足などに加え、魚価の低迷や燃油の高騰など、水産業経営は一段と厳しさを増してきています。

今後は、高齢者も安心して漁業に従事できる豊かな漁村環境の創出に努めるとともに、その資源を生かし、都市住民に対して漁業体験の場を提供するなどの観光水産業の推進と安定した高収益型漁業を確立し、後継者の育成と人財の確保に努める必要があります。

〔基本方針〕

漁業環境の改善と漁業経営の安定のため、漁家の育成と活性化に向けて関係団体との連携強化に努めながら、生産性の向上と流通加工・販売体制の整備充実を図ります。

水産業の振興

水産業の生産・販売の促進

漁業環境の保全

観光水産業の推進

〔施策の展開〕

1) 水産業の生産・販売の促進

- ① ウニ・アワビ・ヒラメの種苗放流などによる資源の確保を今後も継続し、沿岸漁業の生産拡大を推進します。
- ② 水産業者と地元消費者のつながりを深め、新鮮で安心できる水産物を供給する地産地消に取り組みます。
- ③ 水産物加工施設を活用しながら、未利用海産物の付加価値を高めた生産性の向上を図ります。

2) 漁業環境の保全

- ① 水産教室等を通じ、稚魚（鮭）放流による水産への理解と環境保全の意識の高揚を図ります。
- ② 漁業環境保全のため、漁業者や地区住民が一体となって行っている海岸清掃等を支援します。
- ③ 漁業従事者が安心して仕事ができるように漁業環境の整備を図ります。

3) 観光水産業の推進

漁業体験の総合的な受け皿づくりを進め、都市住民、消費者などと積極的な交流の場づくりに努めます。

主 要 事 業

- 沿岸漁業構造改善事業
- 地場流通の振興
- 未利用資源の有効活用
- 水産教室による環境保全の意識の高揚
- 漁場環境美化推進事業
- 観光水産業の推進
- 小舟渡漁港整備事業
- 町管理漁港整備事業



2-2-① 商業の振興

(現況と課題)

本町の商業は、大規模商店の影響で従業員数及び年間出荷額ともに増えていますが、商店数については減少傾向にあります。また、長期化する景気低迷の影響や、商業圏の拡大等に伴い、商店の努力にもかかわらず顧客が大型店に吸収され、町内では日用雑貨品及び食料品等を中心とした商業活動が行われているに過ぎません。

消費者である町民からは、商品の充実など個人のライフスタイルやニーズの多様化に対応したきめ細かいサービスの提供が求められており、今後は消費者を引き寄せる魅力ある商店経営を目指し、商業機能を充実させ、地域づくりと一体となった個性的な商店街の形成を図る必要があります。

■八戸広域市町村圏の商業の状況

	平成14年						平成19年					
	事業所数(店)		従業員数(人)		年間出荷額(百万円)		事業所数(店)		従業員数(人)		年間出荷額(百万円)	
階上町	109	2.1%	549	1.7%	9,711	1.0%	98	2.1%	565	1.8%	12,714	1.4%
八戸市	3,860	74.5%	26,974	80.5%	873,336	88.4%	3,446	74.3%	24,413	79.8%	825,419	88.5%
おいらせ町	282	5.4%	2,070	6.1%	41,158	4.2%	281	6.0%	2,225	7.3%	39,339	4.2%
三戸町	232	4.5%	1,027	3.1%	22,129	2.2%	199	4.3%	925	3.0%	18,605	2.0%
五戸町	229	4.4%	1,011	3.0%	12,735	1.3%	217	4.7%	1,036	3.4%	13,062	1.4%
田子町	103	2.0%	409	1.2%	6,450	0.7%	85	1.8%	326	1.1%	5,586	0.6%
南部町	327	6.3%	1,356	4.1%	20,847	2.1%	272	5.9%	1,002	3.3%	15,796	1.7%
新郷村	40	0.8%	113	0.3%	1,304	0.1%	40	0.9%	108	0.3%	1,685	0.2%
合計	5,182	100.0%	33,509	100.0%	987,670	100.0%	4,638	100.0%	30,600	100.0%	932,206	100.0%

(基本方針)

経営者の意識啓発や後継者の育成、経営の近代化促進等により商店経営の体質強化を図るとともに、商工業の活性化を支える商工会活動の充実促進に努めます。また、商店街の環境整備や地域性を積極的に生かした特色ある商店街づくりの促進等による商店街の活性化に努めます。

商業の振興

経営の体質強化

商工会活動の充実と商店街の活性化

（施策の展開）

1) 経営の体質強化

① 商店経営者の意識啓発

商店の近代化や商店街環境の整備、商店街活動の活性化など地域商業の活性化に向けた積極的な取り組みを促進するため、商店経営者一人ひとりの意識啓発に努め、経営意欲の向上を促します。

② 経営の支援及び近代化促進

国、県等の融資制度等、各種資金制度の活用を促進するとともに、商工会と連携し、経営改善及び近代化の促進を図ります。

2) 商工会活動の充実と商店街の活性化

① 地域に密着した商工業の振興を図るため、商工会による調査、研究、研修等の活動の支援に努めます。

② 商店街組織の強化促進

イベントの開催や商店街のPR展開等、商店街としての統一的、継続的な活動を促進するため、商工会と連携して商店街組織の充実・強化を支援します。

主要事業

- 商工会活動への支援
- 商業経営者や後継者への育成支援の推進



2-2-② 工業の振興

〔現況と課題〕

本町では、現在5社が誘致企業として進出していますが、長引く景気低迷等の影響から企業誘致はとても困難な状況にあります。さらに、既存企業は零細企業が多く、生産基盤そのものが脆弱であり、企業の体質等の改善を図っていく必要があります。

今後は、町内の中小企業に対し、技術力の向上や経営の近代化、さらに企業間交流による情報交換を促し、より付加価値の高い工業への転換を促進する必要があります。

また、八戸・久慈自動車道八戸南道路の整備に伴い、種差海岸階上岳 I C 及び階上 I C（仮称）が設置されることにより、立地条件の向上が期待されます。

■八戸広域市町村圏の工業の状況

	平成14年						平成19年					
	事業所数(店)		従業員数(人)		年間出荷額(百万円)		事業所数(店)		従業員数(人)		年間出荷額(百万円)	
階上町	21	3.5%	656	3.2%	1,170,656	2.3%	22	3.8%	759	3.8%	1,065,121	1.5%
八戸市	402	66.1%	14,311	69.9%	40,203,721	80.3%	377	65.6%	14,290	71.9%	58,574,523	84.8%
おいらせ町	56	9.2%	1,824	8.9%	3,443,808	6.9%	50	8.7%	1,774	8.9%	3,678,338	5.3%
三戸町	31	5.1%	677	3.3%	1,248,263	2.5%	25	4.4%	514	2.6%	1,628,844	2.4%
五戸町	42	6.9%	1,465	7.2%	1,674,792	3.3%	46	8.0%	1,410	7.1%	2,193,023	3.2%
田子町	9	1.5%	315	1.5%	600,854	1.2%	15	2.6%	387	1.9%	711,838	1.0%
南部町	45	7.4%	1,231	6.0%	1,745,950	3.5%	38	6.6%	745	3.8%	1,254,256	1.8%
新郷村	2	0.3%	-	-	-	-	2	0.3%	-	-	-	-
合計	608	100.0%	20,479	100.0%	50,088,044	100.0%	575	100.0%	19,879	100.0%	69,105,943	100.0%

〔基本方針〕

工業振興の新たな進展を図るため、未利用となっている既存の財産を有効活用し、新規企業の立地促進に努めます。また、関係機関と連携して中小企業の技術力の向上や近代化促進に努めるとともに、企業間交流を促進するなど支援に努めます。

工業の振興

企業の育成と近代化の促進

企業間交流の促進

〔施策の展開〕

1) 企業の育成と近代化の促進

①国や県の施策との連携を図りながら、補助制度や融資制度を活用し、設備等の近代化を促進し、

企業構造の体質改善を図ります。

- ②商工会を中心とした指導・相談体制の強化の充実に努めます。
- ③環境の保全等に十分配慮し、自然的、経済的立地条件を生かした工業用地の確保や既存の空き物件情報の把握に努め、無公害型企业誘致の推進に努めます。

2) 企業間交流の促進

企業間での交流促進を図りながら、技術情報や経営情報など情報交換を促進するとともに、ネットワークの強化を図り、企業活動の共同化、協業化、集団化を促進します。

主 要 事 業

- 無公害型企业誘致の推進
- 情報の共有とネットワークづくり



2-3-① 階上ブランドの推進

〔現況と課題〕

これからの産業振興には、町内外の人々から支持され、まちの魅力や価値、イメージアップを図ることが重要となっています。本町では、在来品種である階上早生を使用してつくられる「階上早生階上そば」を平成19年度に商標登録し、階上ブランドとして町内外へPR活動を展開しています。

今後は、町も人もいきいきとなるよう、地域資源（自然、歴史、風土、景観、文化、産品、素材）を最大限に生かした商品開発やサービスの提供など高付加価値化に取り組み、その価値が広く認知され求められるよう努める必要があります。

〔基本方針〕

町内外の人々から「おいしい」「品質が良い」「安心」「安全」「食べたい」「買いたい」「行ってみたい」と評価され支持されるよう、「いちご煮」や商標登録した「階上早生階上そば」をはじめとして、町の地域資源を生かした階上ブランドの推進に努めます。

階上ブランドの推進

生産体制の強化支援

流通販売体制の確立・支援

地域資源の再発見と地域イメージづくりの支援

〔施策の展開〕

1) 生産体制の強化支援

本町の名を冠した「階上早生階上そば」を高品質で安定的に生産するため、町内の堆肥を利用した循環型農業の土壌づくりを推進し、生産者が統一した食品管理ができるような体制づくりを支援します。

2) 流通販売体制の確立・支援

町特産物の都心での試験販売や専門家のアドバイスを取り入れるなど、消費者の動向を調査、研究し、販路拡大につながるような体制の確立と情報発信を推進します。また、町内の消費拡大を図るため、その活動拠点づくりを支援します。

3) 地域資源の再発見と地域イメージづくりの支援

農林水産業をはじめ、地域ブランドとして可能性のある町のあらゆる産業の地域資源を見つめ直し、階上町らしいサービスを提供できるよう、商品開発やサービスの作り手の育成・組織化への支援に努めます。

主要事業

- 階上早生そば振興事業
- 階上そばのふるさとづくり



2-4-① 観光資源の活用と振興

〔現況と課題〕

本町は、三戸郡下で唯一海と山のあるまちです。階上岳は、別名「臥牛山」と呼ばれ四季を通じて近隣市町村の憩いの山として親しまれ、階上海岸は、磯釣りやキャンプ等が楽しめ、夏には涼を求める行楽客で賑わいをみせます。また、赤保内地区には寺下観音、潮山神社があり、奥州糠部三十三観音巡礼の一番札所にもなっており、毎年5月の第3日曜日の例大祭には県内外から大勢の参拝客が訪れます。

これまで、国道45号沿いに整備された「道の駅はしかみ」を広域的な観光物産の拠点として位置づけ、道路、イベントなどの情報提供や観光客の利便性を図るとともに、地場産品等を中心とし産業振興の促進に努めてきました。

今後は、高速交通体系の整備や観光客の行動範囲が拡大していることから、当地の「食」・「歴史」・「文化」など地域のふれあいを重視した体験型観光を目指し、観光客のニーズに合った受入れ態勢の整備が課題となっています。

〔基本方針〕

観光施策への取り組みを図るため、階上岳や階上海岸等の保全を図るとともに、地域の歴史、文化、農業・漁業を活用した観光拠点の形成に努めます。また、祭等の年中行事などを活用したイベントの充実と積極的なPRに努めます。

観光資源の活用と振興

地域資源の掘り起こしと体験型観光の推進

観光ネットワークの形成

観光事業の活性化及びPR

〔施策の展開〕

1) 地域資源の掘り起こしと体験型観光の推進

県南のシンボルである階上岳や階上海岸の種差海岸階上岳県立自然公園は、陸中海岸国立公園と十和田八幡平国立公園を結ぶルートの中継地点として重要な観光資源であることから今後さらに、農林水産業・食・文化・歴史などの観光資源の掘り起こしに努め、体験型観光を推進します。

2) 観光ネットワークの形成

本町は八戸市の近郊に位置し、日帰り観光地、余暇活動の場としての立地条件に優れていることから、農業・漁業など本町の産業と連携した観光資源情報の広域ネットワーク化を促進し、充

実した余暇時間を提供することに努めます。

3) 観光事業の活性化及びPR

「いちご煮まつり」等の年中行事について、観光行事としての活用や商店街活動と連携したイベントの開催促進などに努めるとともに、町民や八戸広域圏住民に向けた観光PRの推進を図ります。

主 要 事 業

- 町の魅力発見・発信事業
- 情報発信の強化と広域観光の情報ネットワーク化
- 観光協会活動への支援



2-5-① 就労対策と雇用の安定化

〔現況と課題〕

1) 中小零細企業は、大企業に比べ経営基盤が弱く、長引く景気低迷により厳しい経営状況に置かれ、そこで働く勤労者の福利厚生や職場環境改善対策なども決して十分な状況とはいえません。

今後も町内の中小零細企業で働く人々や出稼労働者の労働条件を高め、福利厚生や労働福祉の充実を促進していく必要があります。

また、勤労の場の創出とともに、勤労者の豊かな生活の確保と魅力ある職場づくりがなされるよう事業所に対する継続的な支援と、町民の就労支援対策として関係機関との連携のもと、高齢者や障がいのある人、女性など、勤労意欲のある町民の積極的な就労支援に努める必要があります。

〔基本方針〕

企業等の協力を得ながら勤労者や出稼労働者の健康管理の充実や住宅の確保促進、事業所における福利厚生の充実、就労条件の改善等を促進するとともに、勤労者や出稼労働者の意識啓発に努めます。また、社会的に弱い立場にある人をはじめとする町民の就労促進と雇用の安定化に努めます。

就労対策と雇用の安定化

勤労者福祉の充実

勤労者の意識の啓発

就労の促進

〔施策の展開〕

1) 勤労者福祉の充実

- ① 事業所に対して定期健康診断を行うよう指導し、勤労者の健康管理体制を充実するとともに、健康管理の必要性の啓発に努めます。
- ② 事業所における福利厚生の充実を促進するとともに、関係機関と連携を図りながら、資金援助や融資制度等の福利厚生事業の充実を図ります。
- ③ パート・アルバイトなどの非常勤の勤労者も含め、法に基づく就労条件が確保されるよう事業所への啓発を図るとともに雇用の安定化に努めます。

2) 勤労者の意識の啓発

勤労者や出稼労働者の労働問題に関する正しい認識や意識啓発を図るため、ハローワークの各

種講座等の開催案内を周知し、労働教育に努めます。

3) 就労の促進

- ① 国、県、関係機関及び企業との情報交換を行うなど連携強化に努めます。
- ② 女性や高齢者、障がいのある人、出稼労働者の町内就業に努め、雇用の安定化を図るとともに、就労機会を確保し拡大するため、関係機関との連携による就職相談体制の整備を図ります。

主 要 事 業

- Uターン情報の提供





第3部



第3章

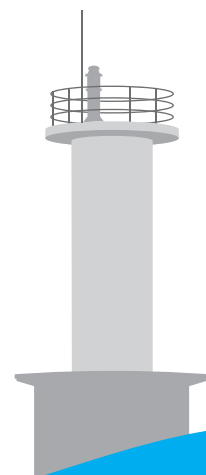
ともに生き支えあう 福祉のまちづくり

第1節

豊かな生活を支える健康づくりの推進

第2節

ともに支えあう福祉社会づくりの推進



第1節

豊かな生活を支える健康づくりの推進

序

論

基本構想

基本計画

3-1-① 健康づくりの推進

〔現況と課題〕

1) 本町では、平成15年度に町民参加のもとで策定した健康づくり行動計画「健康はしかみ21」の実践により、運動を重点とした健康づくりの展開、子育てサークルや運動サークル等町民による自主組織が結成され、大きな成果を得ています。また、平成19年度には「健康はしかみ21推進プロジェクトチーム」を設置し、さらなる健康づくりの推進に向けて、個人・地域・行政の役割を見直し新たなスタートを切りました。

今後は、地域のさまざまな活動とつながりを保ち、教室や地域活動への参加促進、生活の質の向上や主観的健康度の向上を目指します。

2) 親子の健康づくりを検討する親子保健部門では、しつけや心の発達支援に悩む親子が増加傾向にあるため、特に子どもの心と体の発達支援と育児不安への対応を重点に推進しています。

成人保健部門では、医療費の抑制や介護予防を推進するため、運動を重点とした健康づくり事業の充実や参加者を中心とした自主グループへの活動支援を行い、誰もが健康づくりに取り組みやすい環境づくりに努めています。

また、階上町食育推進基本計画に基づき、保健・教育・産業の幅広い関係機関との連携による健康な食生活の実践及び豊かな人間性の構築を推進していく必要があります。

〔基本方針〕

「自分の健康は自分で守ろう」を基本に、町民一人ひとりの取り組みを促進します。また、地域の自主組織や関係機関との連携を強化し、健康づくりに取り組みやすい環境づくりに努めます。

健康づくりの推進

親子の健康づくりの推進

成人の健康づくりの推進

食育の推進

〔施策の展開〕

1) 親子の健康づくりの推進

① 妊娠・出産への支援

妊婦やその家族が妊娠・出産に関する知識や情報を共有し家族全員で妊娠・出産に臨めるよう、健康教室への積極的な参加を促します。また、妊婦同士の交流を図り、悩みを前向きに解決できるよう努めます。

②子育て支援

子育て支援センター及び子育てボランティアと連携し、乳幼児を持つ親が学習する機会や悩みやストレスを解決できる場を設け、前向きに子育てできるよう支援します。

③歯科保健の強化

妊娠届時、乳幼児健診等各機会における歯科指導の強化により、むし歯予防に対する親の意識を高め、むし歯保有率の低下に努めます。

2) 成人の健康づくりの推進

①特定健診・がん検診

特定健診及びがん検診の大切さを健康推進員と協力し、広く町民に伝えるとともに、関係機関と連携し、受診しやすい体制づくりに努めます。

②食生活改善事業の充実

食生活改善推進員等による学習機会の充実を図り、町民の栄養状態の改善に努めます。

③豊かな生活を支える健康づくり推進事業

日常生活の中に運動を取り入れられるよう身近な集会所等を利用し、健康教育等の機会を設け、個人の実践力を高めるとともに、教室終了後も自主的に運動を継続できるよう支援します。

また、心の健康づくりを含めた健康管理に対する町民の意識を高め、健康教室等への積極的な参加を促進します。

3) 食育の推進

小中学生の朝食欠食や成人期の肥満対策、食文化の伝承に対し、関係機関等と連携し、総合的に取り組んでいきます。

主 要 事 業

- 妊娠・出産への支援の充実
- 子育て支援の充実
- 乳幼児健康診査の促進
- 特定健診・がん検診の促進
- 豊かな生活を支える健康づくり教室
- 食育推進事業

3-1-② 保健・医療体制の充実

〔現況と課題〕

本町には私立の内科医院2、歯科医院4の医療施設がありますが、第1次、2次医療や診療科目が限られていることなどから八戸市の医療施設に多くの町民が受診しています。

今後は、社会環境の変化とともに、医療分野においては、高齢化の進行、医療費の増大、疾病構造の変化、医療技術の進歩など、医療を取り巻く環境の変化に対応した総合的な地域医療体制の整備が求められ、八戸市内を含む関係機関と連携しながら、保健医療体制の整備を図る必要があります。

また、本町には、健康推進員、食生活改善推進員会、母子や成人分野の自主活動グループが存在し活動しています。近年は、町民の生活スタイルやニーズが複雑化・多様化し、関わり方にも工夫が必要になってきています。

〔基本方針〕

各分野での専門性を発揮し、ライフサイクルに応じた保健活動を実施するため、保健師及び関係職種の質の向上、地域自主組織の強化、既存施設の有効活用による健康拠点の整備など、保健活動の基盤整備に努めます。

また、救急医療体制の整備、医療機関・団体との連携強化などにより、多様化する町民のニーズに対応できる地域医療体制の質の充実に努めます。

保健・医療体制の充実

保健活動基盤の整備

地域医療体制の充実

〔施策の展開〕

1) 保健活動基盤の整備

- ①健康づくり関係組織及び地域リーダーの育成に努めます。
- ②健康推進員による健(検)診受診勧奨も、地域の現状に合わせ、その方法を見直しながら実施していきます。
- ③食生活改善推進員会、運動サークル等とつながりを保ち、町民主体となった活動の継続及び充実に努めます。
- ④保健活動の充実に必要な保健師、看護師、栄養士などの専門職員の質の向上に努めます。

2) 地域医療体制の充実

- ① 医療機関や地域活動支援センターなどの関係機関との連携を強化し、質の高い医療サービスの提供に努めます。
- ② 救急医療体制の整備に努めます。

主要事業

- 地区組織活動の充実



第2節

ともに支えあう福祉社会づくりの推進

序 論 基本構想 基本計画

3-2-① 高齢者福祉の充実

〔現況と課題〕

本町の高齢化率は、平成20年度で20.6%となっており、年々高齢化が進んでいます。特に、75歳以上の後期高齢者の割合が高まり、寝たきりや認知症などの要介護高齢者が増えています。しかし、核家族化の進行や働く女性の増加などにより、家庭における介護機能が低下していることから、施設介護や在宅介護など社会的介護の必要性が高まっています。

本町の高齢者福祉施設としては、老人福祉センター、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、在宅での介護を支援する各種事業所等があります。

平成18年4月には地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のための総合的な相談業務、介護予防、高齢者の生活支援を包括的・継続的に行う機関として地域包括支援センターを設置し、既存の在宅介護支援センター、社会福祉協議会と協力しながら福祉の充実に努めています。

また、介護保険制度の改正等により、介護に係るさまざまなサービスに関して民間事業者、医療法人等が参入しており、多くの方の需要に対応できる体制が整備されましたが、今後は適切なサービスの提供に努めることが重要となります。

■高齢化率の推移

区 分	階上町	青森県	全 国
平成15年度	17.5%	21.3%	19.2%
平成16年度	17.9%	21.7%	19.7%
平成17年度	18.3%	22.4%	20.3%
平成18年度	19.0%	23.1%	21.0%
平成19年度	19.8%	23.7%	21.6%
平成20年度	20.6%	24.4%	22.3%

〔基本方針〕

すべての高齢者が健康で生きがいを持ち、安心した生活を送れるよう、健康保持・増進のための健康管理体制を充実するとともに、生きがいづくりと社会参加機会の拡充に努めます。

また、介護を必要とする高齢者に対しては、介護保険制度に基づくサービスを提供するとともに、必要な施設整備や保健・医療と連携した高齢者対策の推進に努めます。

高齢者福祉の充実

生きがい対策、社会参加の推進

健康づくりと介護予防の推進

介護サービスの充実

〔施策の展開〕

1) 生きがい対策、社会参加の推進

- ① 老人クラブ活動の活性化などを通して、高齢者の学習、スポーツ、ボランティアなどの地域活動への参加を促進します。
- ② シルバー人材センター等の設立を目指します。
- ③ 道路のバリアフリー化、公共交通機関の整備など、高齢者にやさしい環境づくりに努めます。

2) 健康づくりと介護予防の推進

- ① 高齢者が健やかで生きがいを持ち、安心して生活していけるよう、疾病や要介護状態になる危険要因についての情報の把握や評価を適切に行い、生涯を通じた健康づくりを計画的に推進します。
- ② 高齢者の要介護状態を予防し、また、要介護状態になった高齢者においても状態の維持・改善に努めるとともに、できる限り自立した生活を送ることができるようにするため、連続的で一貫性を持った総合的な介護予防事業を推進します。

3) 介護サービスの充実

- ① 状況に応じた多様なサービス提供を推進し、効果的なサービス利用に努めます。
- ② 介護サービス提供機関との連携や相談体制の整備を推進し、サービスの質の向上に努めます。

主 要 事 業

- 老人クラブの育成・支援事業
- シルバー人材センター等の設立
- ほのぼの交流員設置事業
- ほのぼの交流会開催事業
- ハート生き活き事業

3-2-② 児童福祉の充実

〔現況と課題〕

平成21年4月1日現在で、本町の児童福祉施設は私立保育園が5か所あります。今後は、特別保育事業を拡大して多様な保育サービスのニーズに対応する必要があります。さらに、共働き世帯や障がい児保育が増加傾向にあり、今後も保育ニーズの多様化が予想され、保育面などでの技術の向上が求められています。また、学童保育に取り組んでいる施設は4か所ありますが、今後も指導体制の充実を図る必要があります。

一方、死別や離婚による母子・父子家庭も増加傾向にあります。今後は、保健師をはじめ、民生委員・児童委員と連携し、生活の安定や生きがいづくりのための各種支援制度など福祉対策を実施するとともに、子どもたちが心身ともに幸せな生活が送れるよう、実態に即した相談・援助が受けられる母子・父子福祉支援体制の充実が必要となります。

■児童福祉施設

施設名	公・私	定員(人)	入所人員(人)	学童保育の実施	開設年度	所在地
中央保育園	私	60	62	○	平成19年	道仏字天当平1-327
道仏保育園	私	60	44	○	昭和32年	道仏字向17-3
階上保育園	私	60	62	○	昭和44年	道仏字榊平17-2
石鉢保育園	私	120	111	○	昭和55年	角柄折字柳下6-15
はまゆり保育園	私	45	26		昭和56年	道仏字石渡窪12-4
広域保育	—	—	51		—	

注) 平成21年4月現在

〔基本方針〕

多様化する保育ニーズに対応した体制の充実、児童相談の充実など、児童の健全育成のための環境づくりに努めます。また、母子・父子家庭のために必要な援助や相談・指導体制の充実に努めます。

児童福祉の充実

保育環境の充実

母子・父子福祉の充実

〔施策の展開〕

1) 保育環境の充実

- ① 延長保育、乳児保育など多様化する保育のニーズに対応した保育所の体制・整備に努めます。
- ② 放課後児童の健全育成のため、現在実施している学童クラブに加え、学校等の有効利用を検討

し、学童保育の充実を図ります。

2) 母子・父子福祉の充実

母子家庭、父子家庭の精神的・経済的安定を図り、児童の健全育成を推進するため、民生委員・児童委員との連携を強化し、相談活動や各種支援事業の充実に努めます。

主 要 事 業

- 特別保育事業による保育内容の充実
- 学童保育の充実
- 母子・父子家庭への相談指導・援助の充実



3-2-③ 障がい者（児）福祉の充実

〔現況と課題〕

障がい者対策は、障がいのある人もない人も、ともに地域の中で普通に暮らし、活動できる社会を築いていくという「ノーマライゼーション」の考え方が基本となっています。これに伴い、障がい者福祉の方向性は、これまでの施設福祉から障がい者の住む地域や家庭で福祉サービスを受ける地域福祉、在宅福祉へと移行しています。

今後は、「ノーマライゼーション」の理念の一層の普及を図り、障がい者の社会参加を促進するため、教育の充実、雇用・就業の促進、生活環境の整備などを進めていくとともに、障がいの予防・早期発見・早期治療からリハビリテーションまで一貫した保健・医療サービスが提供できる体制整備を進めていく必要があります。

〔基本方針〕

「ノーマライゼーション」の理念の普及に努め、町民一人ひとりが障がい者への理解を深め、ともに助けあう環境づくりを進めます。また、障がい者の社会参加を支援するため、雇用環境や在宅福祉サービス、生活環境の向上など、自立のための基盤整備に努めます。

障がい者（児）福祉の充実

障がい者への理解の普及と援護施策の充実

生活支援と社会参加の促進

〔施策の展開〕

1) 障がい者への理解の普及と援護施策の充実

- ① 「ノーマライゼーション」の理念を普及するため、積極的な広報活動に努めます。
- ② 階上町障害者計画及び障害福祉計画に基づく在宅福祉サービスなど援護施策の充実を図るとともに、必要に応じた計画の見直しを行います。

2) 生活支援と社会参加の促進

障がい者の法律に基づくサービスの提供により障がい者の生活支援と社会参加を促進します。

- ① 介護給付により、施設や在宅において自立した生活を過ごせるように支援します。
- ② 訓練等給付により、障がい者のリハビリテーションや社会参加を促進し、雇用就業の促進に努めます。
- ③ 必要な医療を早期に継続して受けられるように支援します。また、補装具等の支給により、障がい者の自立を促進します。

- ④ 家族や支援者に対処方法等の保健福祉情報の提供をします。
- ⑤ 町民参加によるボランティア活動の推進などにより、地域ぐるみの支援体制の確立に努めます。
- ⑥ 教育関係機関と連携し、障がい者の種別、程度に応じた教育が受けられる体制づくりに努めます。
- ⑦ 道路や公共施設のバリアフリー化を推進します。

主 要 事 業

- こころの健康づくり事業
- 自立支援給付事業
- 地域生活支援事業



3-2-④ 社会保障制度の充実

〔現況と課題〕

1) 本町の生活保護世帯の動向をみると、被保護人員は平成15年度以降増加傾向が続いておりますが、今後も、被保護世帯の生活実態を的確に把握するとともに、生活保護制度の適切な運用に努める必要があります。また、被保護世帯以外の低所得世帯についても、生活相談・指導を充実し、自立支援に努める必要があります。

2) 本町においては、被保険者の高齢化や医療の高度化等に伴い医療費も増加の傾向にあります。また、平成12年度から40～64歳の国保加入者については、介護保険料が国保税に上乗せされたため国保税が増額となり、さらに平成20年度の医療制度改革による国保税の賦課内訳の改正や景気の長期低迷により上向き傾向にあった収納率が対前年比マイナスに転じるなど、健全な国保事業運営が難しい状況となっています。

今後は、増大する医療費を抑制するための方策として、特定健診・特定保健指導等による医療費の抑制対策や健康づくりなどの各種保健事業を積極的に推進するとともに、国保税の平準化の維持、口座振替による納税の推進、滞納整理などによる税収納率の向上対策にさらに取り組む必要があります。

3) 後期高齢者（長寿）医療制度は、老人保健制度に変わり平成20年4月1日より75歳（65歳以上の一定以上の障がいがあると認定された方は65歳）以上のすべての方が加入する医療保険制度です。

制度の運営は、県内の40市町村すべてが加入する県後期高齢者医療広域連合が行い、町は各種申請等の窓口業務や保険料の徴収業務を行います。

4) 介護保険制度は、民間事業所の参入等により、希望するサービスを比較的受けやすい環境にあります。しかし、核家族化などによる家庭介護力の低下や、介護度の上昇（重度化）により、施設入所を希望する人が増加しているものの、施設には限りがあるため在宅サービスの利用が増加傾向にあります。

今後は、必要以上の介護サービス利用を抑制し、要介護者が効果的（現状維持、回復）なサービス提供を受けられるような体制作りが必要となっています。

5) 国民年金制度は、厚生年金や各種共済組合などの被用者年金に加入していない人々を対象とした社会保障制度です。本町の国民年金加入者数はここ数年減少傾向が続いていますが、一方で、高齢化に伴い、老齢基礎年金受給者が増加しています。

本町では、すべての町民の年金権を確保するため、未加入者の解消に努めていますが、少子高

高齢化の中で年金制度への不信感が強まり、特に若年層における無関心者が増えています。このため、年金事務所との連携を図り、積極的な制度周知に努めることが課題となっています。

■国民健康保険加入状況

(単位：千円)

区分 年度	総人口		国保加入		加入率(%)		保険税(一般の現年分)		
	世帯(年度末)	人員(年度末)	世帯(年度末)	人員(年度末)	世帯	人員	調定額	収入済額	収納率(%)
平成15年度	5,301	15,184	2,950	6,851	55.65	45.12	522,122	442,743	84.80
平成16年度	5,362	15,186	3,031	6,853	56.53	45.13	521,812	445,345	85.35
平成17年度	5,407	15,117	3,059	6,762	56.57	44.73	495,936	440,887	88.90
平成18年度	5,512	15,079	3,110	6,694	56.42	44.39	483,323	439,891	91.01
平成19年度	5,542	14,872	3,130	6,540	56.48	43.98	475,760	434,438	91.31
平成20年度	5,600	14,796	2,766	5,421	49.39	36.64	467,383	423,145	90.53

■老人医療費給付状況

(単位：千円)

	平均対象者数	費用額	保険者負担分	受給者負担分	1人当り年医療費
平成15年度	1,677	987,020	902,510	84,510	589
平成16年度	1,587	943,941	862,859	81,083	595
平成17年度	1,491	963,414	869,262	94,152	646
平成18年度	1,454	1,023,556	934,638	88,917	704
平成19年度	1,396	1,056,800	977,096	79,704	757
平成20年度	1,499	1,047,898	958,427	89,471	699

注) 平成20年度より老人保健に変わり後期高齢者医療制度がスタートし、運営主体が青森県後期高齢者医療広域連合に移行。

■介護保険認定者数の推移

(単位：人)

区分	1号被保険者	認定者数	要支援	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定率
平成12年度	2,432	329	40			87	58	50	49	45	13.5%
平成13年度	2,532	368	31			109	71	51	50	56	14.5%
平成14年度	2,604	382	31			124	66	44	61	56	14.7%
平成15年度	2,656	391	30			117	88	49	59	48	14.7%
平成16年度	2,703	395	37			106	82	67	46	57	14.6%
平成17年度	2,793	406	41			118	74	63	49	61	14.5%
平成18年度	2,874	395		33	27	97	71	55	56	56	13.7%
平成19年度	2,963	437		43	26	102	73	68	59	66	14.7%
平成20年度	3,070	444		32	35	106	78	86	46	61	14.5%



■ 国民年金加入者数と受給者数

(単位：人)

区 分	1号+任意	3 号	合 計	検認率	老齢基礎	障害基礎	遺族基礎	寡 婦	老齢福祉	受給者数
平成15年度	3,567	1,010	4,577	58.8	2,400	225	100	10	15	2,750
平成16年度	3,634	985	4,619	62.2	2,467	226	82	10	12	2,797
平成17年度	3,610	984	4,594	62.2	2,547	232	92	0	9	2,880
平成18年度	3,527	987	4,514	61.3	2,625	246	88	0	6	2,965
平成19年度	3,330	956	4,286	58.7	2,722	249	79	0	6	3,056
平成20年度	3,263	916	4,179	57.7	2,831	256	80	0	3	3,170

〔基本方針〕

生活保護制度については、適正な運用と相談・指導体制の充実により、低所得世帯の生活の安定と自立の援助に努めます。

国民健康保険、後期高齢者（長寿）医療制度については、加入者の健康増進と制度の適正運用に努めます。

介護保険制度については、事業の健全な運営を図ります。

国民年金制度については、年金事務所と連携し、年金制度の周知と未加入者の加入推進を図ります。

社会保障制度の充実

低所得者福祉の充実

国民健康保険事業の充実

後期高齢者（長寿）医療制度の周知

介護保険事業の充実

国民年金制度の周知

〔施策の展開〕

1) 低所得者福祉の充実

① 民生委員・児童委員や医療機関などとの連携を図り、生活保護世帯の生活実態を的確に把握し、実情に即した保護の実施に努めます。

② 民生委員・児童委員活動を充実し、地域における相談・指導体制の整備を図ります。

2) 国民健康保険事業の充実

① 医療費を抑制するため、特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診・特定保健指導、健康づくり事業など各種保健事業の推進に努めます。

② 国保税の平準化、納税意識の啓発、口座振替制度への移行促進、収納体制の整備などによる国

保税の収納率向上に努め、国保財政の健全化に努めます。

3) 後期高齢者（長寿）医療制度の周知

- ① 県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度のしくみや意義について正しく理解してもらうように広報誌やホームページ、出前講座などの機会を活用して、積極的な啓発活動による制度周知に努めます。
- ② 口座振替への促進を進め、電話や文書等による督促により確実な保険料納付につなげます。

4) 介護保険事業の充実

財源となる介護保険料の確実な収納に努め、事業の健全な運営を図ります。

5) 国民年金制度の周知

- ① 年金事務所などの関係機関と連携し、積極的な啓発活動による制度周知と未加入者の解消に努めます。
- ② 保険料収納のため、関係機関と連携し、口座振替制度の周知を図ります。

主 要 事 業

- 低所得者福祉の充実
- 国民健康保険事業の充実
- 特定保健指導等の充実
- 後期高齢者（長寿）医療制度の周知
- 介護保険事業の充実
- 国民年金制度の周知



3-2-⑤ 地域福祉の推進

〔現況と課題〕

少子高齢化や核家族化の進行、家族形態・生活形態の多様化、プライバシー意識の高まりなどから、地域でのつながりや交流が稀薄化し、家族や地域で支え合うこと、協力し合うことが少なくなってきた一方、福祉に対する要望は、年々複雑化・多様化しています。

今後は、町民のニーズに応えるために、施策の充実に加え、町民自らが地域で福祉活動を行い、地域で支えあうことが必要になります。

〔基本方針〕

町民が住み慣れた地域で安心して生活ができる地域福祉社会を実現するため、福祉への理解を深めるとともに、地域福祉を推進する体制の充実を図ります。

地域福祉の推進

福祉のまちづくりの推進

地域福祉の推進体制の充実

〔施策の展開〕

1) 福祉のまちづくりの推進

- ① 広報誌や出前講座等により町民への地域福祉の啓発に努め、地域全体で福祉に取り組むまちを目指します。
- ② 社会福祉協議会などの活動を通じて、福祉意識の高揚とノーマライゼーションの一層の普及を図ります。
- ③ 福祉のまちづくりを総合的に推進するため、階上町地域福祉計画を策定し、推進します。

2) 地域福祉の推進体制の充実

- ① 家庭や地域で共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、町民と行政との協働や、医療機関と各種福祉施設、民生委員・児童委員との連携による地域福祉のネットワーク化に努めます。
- ② 相互扶助の精神に基づき、一人暮らしの高齢者などを地域で見守り支えていく、地域ぐるみの福祉活動を促進します。
- ③ 円滑な地域福祉活動のため、民生委員・児童委員を中心にその機能を十分に発揮できるよう研修会等により資質の向上を図りながら、その活動を促進します。

主要事業

- 階上町地域福祉計画の策定・推進
- 地域福祉ネットワークづくり





第3部



第4章

未来をになう人づくり

第1節

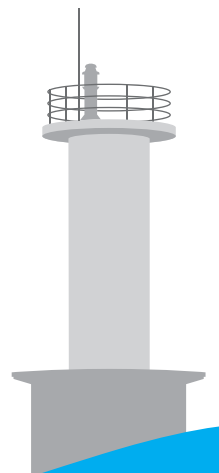
豊かな心と個性を育む教育の充実

第2節

生きがいのある生涯学習の推進

第3節

地域に根ざした文化・スポーツの振興



4-1-① 義務教育の充実

〔現況と課題〕

本町では「美しい自然に育まれた豊かな伝統文化の継承」と「階上町民憲章」の趣旨の具現を基本に、主体的に行動できる児童生徒を育成するため、「教育は人づくり」という原点に立ち、21世紀を主体的にたくましく生き抜く子どもたちの育成を目指しています。

社会状況の急激な変化により、子どもたちの生活は大きく変わり、既存の価値観も揺らいでいます。これらの変化が、子どもたちの心身の発達に影を落とし、学ぶことの意義や意欲の低下につながっていくことが懸念されます。

このような状況を鑑み、今最も学校教育に求められていることは、子どもたちの向上心や学ぶ意欲、その源となる夢や希望を育むことを基本とする「夢を育む教育の推進」です。このため、学校教育のあり方について改めて共通理解を図り、「自ら学び自ら考える力などの確かな学力を身につける（知）」「他人を思いやる心、感動する心などの豊かな心を育む（徳）」「確かな学力や豊かな心の基盤となる健やかな体を育む（体）」の充実に努めます。

■児童生徒及び学級数の推移

区分 学校名	平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
階上小学校	45	5	47	5	48	5	41	5	36	3	31	3
石鉢小学校	351	13	349	13	346	13	337	13	309	13	297	12
赤保内小学校	329	12	307	12	294	11	300	13	290	14	271	14
金山沢小学校	20	3	19	3	22	3	19	3	21	3	19	3
登切小学校	21	3	15	2	17	3	13	2	10	2	10	2
道仏小学校	159	7	143	7	135	7	131	7	128	7	114	7
大蛇小学校	91	6	91	6	89	6	90	6	84	6	80	6
小舟度小学校	77	6	72	6	61	6	61	5	55	6	50	5
小学校計	1,093	55	1,043	54	1,012	54	992	54	933	54	872	52
階上中学校	390	12	368	11	372	12	368	13	380	13	366	12
道仏中学校	156	7	160	7	166	7	167	6	171	6	172	6
中学校計	546	19	528	18	538	19	535	19	551	19	538	18
田代小学校	34	5	34	5	34	5	30	4	29	4	28	3
うち階上町分	16	-	14	-	13	-	12	-	10	-	11	-
田代中学校	21	4	21	4	17	3	20	4	20	4	19	4
うち階上町分	5	-	7	-	5	-	8	-	7	-	8	-

注) 各年5月1日現在

資料: 学校基本調査



■小・中学校の状況

区分 学校名	創立年月日	学級数	教員数	児童生徒数			施設		
				男	女	計	校舎(m ²)	屋内運動場及び 体育館(m ²)	校地(m ²)
階上小学校	明 8.10.30	3	6	8	19	27	1,496	651	15,989
石鉢小学校	明45. 7. 1	13	23	160	153	313	3,398	976	16,797
赤保内小学校	明33. 4.20	13	19	128	142	270	3,450	1,087	19,769
金山沢小学校	明34. 4.21	3	6	5	13	18	1,325	513	10,521
登切小学校	明 7. 1. 1	1	4	3	1	4	1,290	547	19,098
道仏小学校	明 7. 9.13	7	11	64	50	114	2,809	915	11,707
大蛇小学校	明34. 4. 9	6	10	36	30	66	1,947	825	15,870
小舟度小学校	明35. 4.13	6	10	23	27	50	1,896	802	11,977
小学校計		52	89	427	435	862	17,611	6,316	121,728
階上中学校	昭22. 4. 1	13	29	187	185	372	4,449	1,314	38,039
道仏中学校	昭22. 4.21	7	15	88	77	165	3,845	1,799	48,799
中学校計		20	44	275	262	537	8,294	3,113	86,838
合計		72	133	702	697	1,399	25,905	9,429	208,566
田代小中学校	大11. 6.20	小3	小7	小12	小13	小25	1,635	825	11,505
		中4	中10	中7	中9	中16			

注) 平成21年5月1日現在

(基本方針)

知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな幼児児童生徒を育成するため、「教育は人づくり」という原点に立ち、学校運営に創意工夫をこらし、一人ひとりに生きる力と夢を育む学校教育の推進に努めるとともに、国際理解教育、環境教育など社会情勢の変化に対応した教育環境づくりを進めます。

また、学校施設の計画的な改修に努めるとともに、発達障がいを含む障がいのある子どもが、生活や学習上の困難を主体的に改善または克服するとともに、その持てる力を発揮して自立や社会参加が出来るよう、一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な指導及び必要な支援に努めます。

義務教育の充実

確かな学力

児童生徒の健全育成

教育環境の整備

キャリア教育の推進

特別支援教育の充実

〔施策の展開〕

1) 確かな学力

- ①一人ひとりの子どもが各教科及び総合的な学習の時間等に主体的に取り組み、確かな学力を身に付けることができるよう、個々の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努めます。
- ②一人ひとりの子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中で生かすよう道徳性の育成に努めます。
- ③一人ひとりの子どもが、我が国や諸外国の文化や伝統に関心と理解を深め、国際社会に貢献できるように、国際理解教育の推進に努めます。
- ④教育要領の趣旨と内容を踏まえ、町内保育園の各領域のねらいや内容に沿った保育計画について、小学校との共通理解を深め、教育の連続性の確保に努めます。

2) 児童生徒の健全育成

- ①一人ひとりの子どもが、望ましい集団や豊かな体験の中で互いの個性を認め合い、協力してよりよい生活や人間関係を築いていくことができるよう、主体的・実践的な態度の育成に努めます。
- ②小学校と中学校の教育活動の違いについて広く共通理解を深め、連携して効果的な教育方法等を調査し、教育の一貫性の確保に努めます。
- ③児童生徒を取り巻く社会環境の変化に対応しながら、地域ぐるみの健全育成を進めるため、スクールボランティア等の活用を図りながら、学校・家庭・地域・各種団体との連携に努めます。

3) 教育環境の整備

児童生徒が多く時間を過ごす学校施設は、教育を行う場であり地域コミュニティの核となる施設であることから、安全で安心して利用できる施設として維持管理していく必要があります。このため、施設の経年による劣化を検査し、適切な補修計画を策定しながら、施設・設備の安全管理に努めます。

また、児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化に対応するため、地域や保護者等の意向を踏まえ、学校規模の適正化に努めます。

4) キャリア教育の推進

子どもたちの進路や発達をめぐる環境の変化により、学校教育において勤労観や職業観を育成することが不可欠な時代を迎えています。家庭や地域と連携し、「生きること」や「働くこと」に係わる体験的な学習を通して、児童生徒一人ひとりの勤労観や職業観を育成するキャリア教育を進め、「生きる力と夢を育む教育」の推進に努めます。

5) 特別支援教育の充実

- ①学習障がい等のある児童生徒一人ひとりの状況を把握し、保護者の意見を踏まえた個別の支援

計画を策定するため、就学指導委員会の充実に努めます。

②障がい等のある子どもや特別な教育的支援を要する子どもに対し、学校生活の支援を行う支援員の派遣に努めます。

主 要 事 業

- 階上町教育振興会委託事業
- 語学指導外国青年招致事業
- 保育園等との連携
- 特別活動推進支援事業
- 小中連携事業
- 地域教育力の活用
- 生きる力を育む教育推進事業
- PTA・関係機関等との連携
- 学校財産管理事業
- 教育用コンピュータ整備事業
- 学校備品整備推進事業
- 学校施設・設備の安全管理
- 災害及び防犯に備えた安全管理
- 食育の推進
- 特別支援教育推進事業
- 特別支援教育支援員派遣事業



4-1-② 高等教育の充実

〔現況と課題〕

本町の高校進学率は、平成20年度で約96.7%となっており、近年横ばい状態が続いています。

八戸市や遠方の大学及び専門学校への進学や、高等学校などへの進学に伴う家庭の経済的負担を軽減するため、平成19年度に奨学金の貸与額の上限額を上げるなど、その利用促進に努めています。

今後は、奨学金制度の効率的な運用を進めるため、金融機関による償還金の口座振替制度の導入を検討する必要があります。

■卒業後の進路状況

区 分	中 学 校 卒 業 者 数	高 校 進 学 者 数					進 学 率
		進 学 者 数	就 業 進 学 者 数	就 職 者 数	無 業 者 数	そ の 他	
平成15年度	170	165	0	0	5	0	97.1%
平成16年度	207	205	0	0	2	0	99.0%
平成17年度	173	171	0	0	2	0	98.8%
平成18年度	165	161	0	0	4	0	97.6%
平成19年度	189	189	0	0	0	0	100.0%
平成20年度	180	174	0	0	6	0	96.7%

〔基本方針〕

夢を育み、それに向かって意欲的に学ぶ子どもたちを支援するため、将来の生き方に関するさまざまな情報の提供や相談体制を整備すると共に、経済的な支援につながる奨学金制度の充実や活用に向けた普及・啓発に努めます。

高等教育の充実

奨学金貸与事業の充実

〔施策の展開〕

1) 奨学金貸与事業の充実

意欲と能力のある子どもに「教育を受ける機会」を保障し、進学率の向上に合わせて奨学金制度の一層の充実に努めます。

主 要 事 業

- 奨学金貸与事業
- 教育相談の充実

4-1-③ 青少年の健全育成

〔現況と課題〕

本町では、教育相談事業の充実や自然体験活動をはじめとする豊かな体験ができる事業の実施などを通して地域ネットワークづくりに取り組んでいます。

それに加え今後は、青少年問題協議会などの青少年の健全育成に関係する組織、機関などの統一した活動の展開と、地域リーダーの育成による自主的活動の推進などを強化し、地域ぐるみでの健全育成活動を積極的に進める必要があります。

〔基本方針〕

青少年一人ひとりが自らの将来に希望を持ち、社会的に自立できるように、家庭、学校、地域社会における教育力の充実と連携強化を図り、地域ぐるみで健全な青少年を育成するための明るい社会環境づくりに努めます。また、青少年の自主的活動の推進と活動しやすい環境づくりに努めます。

青少年の健全育成

健全育成活動の推進

青少年活動の充実

〔施策の展開〕

1) 健全育成活動の推進

- ① 青少年の健全育成に向け関係機関、組織の活動を充実させるとともに、相互の連絡を密にし、統一した活動を展開します。
- ② 家庭、地域社会の教育力を強化し、登下校時の交通安全運動やあいさつの声かけ運動など、学校と連携して地域ぐるみで啓発活動や環境浄化運動を展開します。
- ③ 教育相談員（カウンセラー）や小中高等学校の生活指導担当者などとの連携による相談・指導活動の充実を図ります。
- ④ 放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、家庭、学校との連携に努めます。
- ⑤ 子ども会は、地域の子どもや青少年を育成する重要な活動であることを再認識し、子どもの親だけでなく地域の大人たちが指導者・世話人として継続的に関わられるよう支援します。

2) 青少年活動の充実

- ① 指導者の養成、ジュニアリーダー、青年リーダーの育成確保に努めます。

②子ども会の活性化や青少年を対象とした事業の実施などにより、青少年の自主的活動を推進します。

主要事業

- 放課後児童健全育成事業
- 放課後子ども教室推進事業
- ジュニアリーダー等の育成確保と支援



第2節

生きがいのある生涯学習の推進

序 論

基本構想

基本計画

4-2-① 生涯学習環境の整備

〔現況と課題〕

本町では、石鉢ふれあい交流館、ハートフルプラザ、道仏公民館の3か所で公民館講座を行っています。また、図書館機能も兼ねており、とても利便性の高いものとなりました。

また、本町では、広報誌やホームページのほか、「学習ウォッチング」を毎年発行し、さまざまな学習機会の情報提供を行っています。

今後は、生涯学習のまちづくり推進計画の見直しとともに、学習機会やネットワークづくりなど、「いつでも」「どこでも」「だれでも」学べる環境づくりと社会参加活動を進めていくことが必要です。

〔基本方針〕

生涯学習推進体制の充実と学習活動の拠点となる施設の整備に努めます。また、行政・学校・地域・関係機関等との連携を広域的に充実させ、生涯学習のネットワーク化を図ります。

生涯学習環境の整備

生涯学習推進体制の充実

生涯学習施設の整備

学習情報の提供・相談活動の充実

〔施策の展開〕

1) 生涯学習推進体制の充実

① 生涯学習推進体制の確立や連携事業の検討、庁内での情報共有・連携を密にし、関係機関とのネットワーク化を図ります。

② 「まちいっぱい学びの花咲くはしかみちょう」を基本理念とした、総合行政としての生涯学習のまちづくりを推進します。

2) 生涯学習施設の整備

① 既存施設の整備充実を図り、地区生涯学習の場としての機能の向上を図ります。

② 学校施設を生涯学習施設として地域に開放し、情報提供や施設の活用促進に努めます。

③ 計画的な蔵書、ビデオソフトなど図書資料の充実に努めます。

3) 学習情報の提供・相談活動の充実

① 広報誌やホームページへの掲載、学習ウォッチングの発行など、町民に必要な生涯学習情報を



提供できるようシステムやネットワークの整備に努めます。

②相談窓口の整備など、学習相談体制の充実を図ります。

主要事業

- 生涯学習推進体制の整備・確立
- 既存施設の整備・充実
- 学習情報を提供するシステム等の整備



4-2-② 生涯学習事業の充実

〔現況と課題〕

本町では、学習成果が個人のためにも地域のためにも生かされるような仕組みづくりとして、平成15年度に学習活動支援システム「マナバンク」を設置し、人財の確保や学習活動の場の拡充に努めています。また、生涯学習の推進には、学習団体の育成と指導者や地域リーダーの養成が不可欠であるため、「地域アニメーター養成講座（ふるさとかたり塾）」を開講し、地域の核となる人財の育成にも努めてきました。

今後は、それぞれが目的をもって自主的に活動しやすい環境づくりに努めるとともに、学んだことが適切に評価され、生かされる環境づくりを支援していくことが必要です。

■マナバンク登録者数の推移

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個人	11	16	17	22	21	20
団体	3	4	5	6	6	6
施設	6	8	8	11	14	14

〔基本方針〕

多様化する町民の生涯学習ニーズに応えるため、さまざまな分野での学習機会の提供と学習内容の充実を図るとともに、町民の自主的・自発的な学習活動支援に努めます。

また、学習成果がより効果的に生かされるよう、マナバンクの積極的な活用をはじめ、評価システムの検討や、指導者の養成と確保に努めます。

生涯学習事業の充実

生涯学習事業の拡充

生涯学習活動支援体制の充実

〔施策の展開〕

1) 生涯学習事業の拡充

- ① ライフステージや変化する社会情勢などに対応した学習機会の充実とその成果を生かせる環境づくりに努め、計画的な事業の推進を図ります。
- ② 町民の学習ニーズの把握に努め、多様な分野・段階の講座、教室の開催など学習機会の拡充と学習内容の充実を努めます。また、職員による出前講座の活用を推進し、行政分野の学習機会の充実を努めます。
- ③ 広報活動、イベントの開催等を通して、生涯学習の普及・啓発に努めます。

2) 生涯学習活動支援体制の充実

- ①自主的なグループ、サークルなど学習団体の育成と支援体制づくりを推進します。
- ②マナバンクの積極的な活用を促進し、多様な学習活動に対応できる人財の確保、養成を図ります。
- ③地域住民や関係機関との連携を図り、相互協力をして生涯学習を促進していくための体制づくりに努めます。

主要事業

- 生涯学習事業の計画的な推進
- 生涯学習機会の拡充と内容の充実
- 団体・グループ等への活動支援
- 生涯学習ボランティア活動の推進
- マナバンク登録の促進



第3節

地域に根ざした文化・スポーツの振興

序 論

基本構想

基本計画

4-3-① 芸術・文化の振興

〔現況と課題〕

本町では、町文化協会が設立されて約10年が経過し、加盟団体や新たな自主グループの活動も増え、総合的な文化活動の推進が図られつつあります。

今後は、既存の公共施設を活用するなど、芸術・文化団体等の活動、組織の強化、指導者の育成・確保、質の高い文化事業の展開に対して支援していくことが必要です。

〔基本方針〕

文化事業の推進や文化施設の整備に努め、町民が優れた芸術・文化に触れることのできる環境づくりとさまざまな芸術・文化活動に参加しやすい体制づくりを進めます。また、町民の自主的な文化活動を支援し、豊かで個性ある町民文化の創造に努めます。

芸術・文化の振興

芸術・文化活動の推進

文化施設等の整備

〔施策の展開〕

1) 芸術・文化活動の推進

- ① 町民が優れた芸術・文化に触れる機会の提供に努めます。
- ② 町文化協会を中心に芸術・文化団体相互の交流促進を図るとともに、各種活動を支援し、指導者の育成と確保に努めます。

2) 文化施設等の整備

- ① 展示コーナーの設置など、年間を通じて作品展が開設できるよう、公民館などの文化・生涯学習施設の適正な整備を進め、その利用促進に努めます。
- ② 町民の文化水準を高めるため、広域市町村の施設を利活用した芸術・文化の発表会等を検討します。

主 要 事 業

- 町民文化祭事業
- 町文化賞表彰事業
- 民俗資料収集館整備事業

4-3-② 文化遺産の保全

〔現況と課題〕

本町の文化財は、国指定の無形民俗文化財えんぶり3組、文化庁記録選択・県指定の平内鶏舞^{ひらないけいばい}、県指定の赤保内駒踊り^{あかほないこまおど}、町指定の道仏神楽^{どうぶつかぐら}、西光寺ナニヤドヤラなど芸能の数、種類とも多く、これらの保存伝承活動は、町南部芸能協会を推進母体に、各組・保存会で行われています。

また、それぞれの地域の小学校においても郷土の伝統文化の伝承活動を教育課程に取り入れ、学校・地域・保存団体が一体となって、伝承活動に努めています。

さらに、「蛇口胤年願主安政四年願文額^{へびぐちねとしがんしゅあんせい がんもんがく}」などの町指定有形文化財9、天然記念物（県指定2、町指定1）のほか、埋蔵文化財は、登録件数78遺跡にのぼりますが、開発などに伴い、今後とも増加するものと思われます。

今後は、これらの文化財保護思想の普及を図るためにも、学校教育、生涯学習、観光などの分野で、文化財を積極的に活用していくことが必要です。

〔基本方針〕

本町の貴重な財産である文化財を次の世代に継承していくため、積極的な保存と活用を図るとともに、町民の文化遺産に対する理解の促進に努めます。

文化遺産の保全

文化財の保存と活用

埋蔵文化財の保存

〔施策の展開〕

1) 文化財の保存と活用

- ① 無形民俗文化財、天然記念物等町の文化遺産である文化財の積極的な保護・保存に努めます。
- ② 町の歴史や文化を学ぶ学校教育、生涯学習活動を促進し、文化財保護思想の啓発に努めます。
- ③ 伝統行事、伝統芸能を保存するため、後継者の育成を図り、特色ある地域文化の創造に努めます。
- ④ 生活文化の歴史を伝える貴重な民俗資料の収集保存と公開活用に努めます。
- ⑤ 点在する文化遺産を結ぶルートを設定し、観光分野での活用に努めます。

2) 埋蔵文化財の保存

- ① 埋蔵文化財包蔵地における開発行為等は、的確な事前把握と事業者との協議による計画的な発掘調査に努め、記録保存を図ります。

②埋蔵文化財出土品及び民俗資料等について、既存施設を利用した保存展示施設の整備について検討します。

主 要 事 業

- 民俗芸能の後継者養成及び伝承活動の推進と支援
- 小中学校の地域伝統文化伝承活動の継続と支援
- 開発事業に伴う埋蔵文化財の計画的な発掘調査の実施



4-3-③ スポーツ・レクリエーション活動の振興

〔現況と課題〕

本町のスポーツ施設としては、体育館3館、温水プール1館、交流館に併設されたトレーニング室があります。また、学校施設開放も行っており、特に階上中学校のグラウンドについては、夜間照明を整備しており、町民の体力向上、競技力向上に大いに寄与しています。しかし、町立体育館をはじめ既存の施設は、老朽化による補修が必要であり、町民ニーズに合わせた計画的な整備が必要となっています。

また、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動に対する要求の高まりや少子高齢化による世代間バランスの変動により、これまで以上に生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりが求められています。

〔基本方針〕

町民が生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、地域におけるスポーツ活動を促進し、多様化している町民のスポーツ・レクリエーション活動へのニーズに応えるため、計画的な施設の補修、整備に努めます。

また、各種スポーツ関係団体と連携をとりながら、指導者の養成と活用を促進し、健康で明るく豊かな生活を送れる地域づくりを進めます。

スポーツ・レクリエーション活動の振興

スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツ施設の充実

〔施策の展開〕

1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ① 体育協会並びに加盟競技協会、スポーツ少年団、地域スポーツクラブ等、自主活動団体の育成を促進し、地域スポーツ活動を活性化し、各種競技団体の底辺拡大、青少年の健全育成を支援します。
- ② 各種競技団体と連携を図り、競技スポーツの強化・支援に努めます。
- ③ 多様なスポーツ・レクリエーション活動へのニーズに対応するため、体育指導委員の資質の向上と育成に努め、ニュースポーツの普及促進に努めます。
- ④ 町民プールとトレーニング室の複合利用や、健康スポーツやエクササイズ等の専門的な知識を有するインストラクターにより、町民の健康増進のための効果的な指導の充実に努めます。

2) スポーツ施設の充実

①町内3か所の体育館の計画的な補修、整備により、利用者の利便性の向上を図るとともに、学校施設を地区スポーツ施設として開放できるよう検討します。また、バリアフリー化等によるノーマライゼーション理念の普及拡大を推進します。

②多様化する町民のニーズに応えるよう、効率的な既存施設の活用を推進します。

主 要 事 業

- 体育振興の推進
- スポーツ指導者の育成
- 健康増進事業の推進
- スポーツ施設の整備
- スポーツ賞表彰事業





第3部



第5章

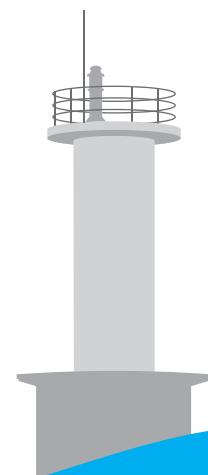
協働によるまちづくり

第1節

協働によるまちづくりの推進

第2節

地区まちづくり計画の推進



第1節

協働によるまちづくりの推進

序論 基本構想 基本計画

5-1-① 協働のまちづくりの推進

〔現況と課題〕

本町では、地域のコミュニティ活動の拠点となる集会所について、平成18年度より指定管理としました。また、アニメーター養成講座（ふるさとかたり塾）を開催し、地域のコミュニティづくりの核となるべき人財を育成するなど、各地区で町民が主体的に活動できるための環境づくりに努めてきました。平成19年4月には、階上町協働のまちづくり条例を制定し、これに基づき町内の19行政区すべてにおいて地区まちづくり計画が策定されています。

今後は、町民と行政との情報の共有化を図り、町民のまちづくりに対する意識を高めるため、より一層、協働のまちづくりを推進していく必要があります。

■アニメーター養成講座修了者数（単位：人）

平成18年度	平成19年度	平成20年度
27	17	14

〔基本方針〕

これまで町で取り組んできた「町民と行政との協働のまちづくり」のさらなるステップアップを目指し、より一層、協働のまちづくりの推進に努めます。そのために、町民の自主的な取り組みやまちづくりへの参加意識の向上を図り、町民が自主的・主体的に活動できるよう、町民主導のまちづくりシステムの構築に取り組めます。

協働のまちづくりの推進

- 情報の共有化
- 人財育成
- 協働の取り組みへの支援
- 協働のまちづくりの評価

〔施策の展開〕

1) 情報の共有化

町民と行政が対等な立場になるために、町民も行政も積極的に情報をわかりやすい形で提供し合いながら、互いの距離を縮めていくよう情報の共有化を図ります。

2) 人財育成

「人づくりはまちの財産づくり」を合い言葉に、個人としての人財に限らず、町民活動を担う団体を含む組織も育成する視点に立って、「人財育成」に努めます。また、行政職員については、町民の目線に立ち、町民の声を聴くことができるよう、職員の質の向上に努めるとともに、各地区の各種行事への積極的な参加に努めます。

3) 協働の取り組みへの支援

町民自身が行う分野や、町民と行政が共同で行う分野の拡大を図るため、町民活動や異業種ネットワークづくりといった、みんなが参加したくなる町民発案の「協働事業」への支援に努めます。

4) 協働のまちづくりの評価

「協働のまちづくり」への意識改革と、「協働のまちづくり」を推進し継続させていくために、評価制度を設け、協働で行う活動に対して評価や成果を公表することにより、さらなる取り組みへのステップアップを図ります。

主 要 事 業

- 協働の相談窓口の活用推進
- 出前講座の実施
- 職員への協働の啓発と質の向上
- 地域リーダーづくり
- 事業の評価と公表
- 協働のまちづくりアクションプランの実行



第2節

地区まちづくり計画の推進

序 論

基本構想

基本計画

5-2-① 地区まちづくり計画の推進・支援の充実

〔現況と課題〕

本町では平成18年度に2行政区、平成19年度には17行政区と、すべての行政区において地区まちづくり計画が策定されています。地区まちづくり計画は、それぞれの地区の総意をもって作成されたものであり、施策も多種多様な内容となっています。

今後は、この地区まちづくり計画を着実に進めるために各事業に対する取り組みへの支援に加え、地区ごとにまちづくりに対する取り組みに格差を生じさせないための体制づくりをする必要があります。

〔基本方針〕

地区まちづくり計画が「絵に描いた餅」にならないよう、行政区長と連携を密にし、計画の進捗状況を把握しながら、事業の推進・支援に取り組みます。

地区まちづくり計画の推進・支援の充実

推進・支援体制の充実

〔施策の展開〕

1) 推進・支援体制の充実

- ①地区まちづくり計画を町の他の計画へ反映させるため、各計画の期間の終了時や策定段階において、地区まちづくりも含めて検討を行うような仕組みづくりの整備に努めます。
- ②事業の進捗状況や取り組み状況など、地区まちづくり計画について評価や点検が行えるような体制の整備に努めます。
- ③これまで行われてきた協働のまちづくり支援事業のほか、私道等整備特別対策事業や地区計画推進交付金などにより、地区まちづくり計画の各事業の取り組みに対して助成金を交付します。

主 要 事 業

- 地区まちづくり計画の他計画への反映の仕組みづくり
- 地区まちづくり計画の評価体制の整備
- 協働のまちづくり支援事業
- 私道等整備特別対策事業
- 地区計画推進交付金事業



第3部



第6章

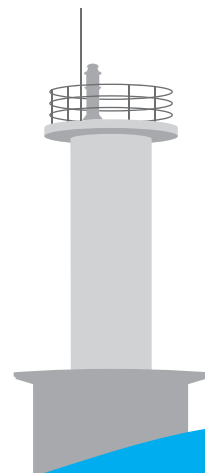
町民参加によるまちづくり

第1節

町民参加の推進

第2節

男女共同参画社会づくりの推進



第1節 町民参加の推進

序 論 基本構想 基本計画

6-1-① 情報化と情報提供の推進

〔現況と課題〕

本町では、庁内LAN^{*}を構築し、オンラインシステム^{*}やグループウェア^{*}、さらにホームページ等を運用しながら効率的な行政サービスに取り組んできました。

今後は、増加する情報を利活用し、新しい価値を共創する時代に対応できるFTTH^{*}化（光化）などの整備が必要となっています。また、行政事務の効率化や高度化を図りながら、住民サービスの向上に努めるとともに、町民への情報提供が、町民の自発的な地域活動への参加促進、さらには協働による町民の意思を反映した効率的な町政運営の前提となることから、町政についての各種情報の共有に努めます。

※LAN（Local Area Network）

1つの企業内・ビル内など限られた地域で、複数のコンピューターを通信回線で接続し、相互にデータを伝送・共同利用するネットワーク。

※オンラインシステム

コンピューターと直結して情報処理を行う方式、またその装置全体。

※グループウェア

グループによる共同作成を支援するためのソフトウェア。文書の共同作成、電子メールの機能のほか、プロジェクトの内容や構成員の会話を分析し、グループの意思決定を支援する機能を備えている。

※FTTH

光ファイバーを利用した家庭用の高速データ通信サービス。

〔基本方針〕

地域の情報化を推進するためには、行政の情報化が不可欠となることから、行政情報の電子化・データベース化による情報の共有化、行政事務の効率化を図るとともに、情報ネットワークへの対応力を高めるよう努めます。

情報化と情報提供の推進

地域情報化の推進

行政情報化の推進

〔施策の展開〕

1) 地域情報化の推進

国、県等の情報通信関連施策を踏まえて、ネットワーク化を推進するとともに、情報の収集、提供によって、町民の自発的な活動や参加を促進します。

2) 行政情報化の推進

行政情報化の推進によって、町民に分かりやすく利便性の高い行政サービスの提供や情報公開など、情報化社会にふさわしい行政システムの構築に努めます。

主要事業

- 広域情報ネットワークの推進
- 情報化による町民サービスの向上
- 行政事務処理システムの拡充・整備
- 行政情報の電子化・データベース化の推進
- セキュリティ対策による安全性・信頼性の確保
- 情報化推進体制の整備



6-1-② 広報・広聴の充実

〔現況と課題〕

本町では、広報はしかみの発行や、ホームページの開設などにより、行政の現状や施策の取り組み状況、催し物など、さまざまな行政情報を正確かつ迅速に町民にお知らせしています。

一方、広聴活動としては、事業ごとに計画や実施段階において町民の参加・参画やアンケート調査の実施に加え、平成21年度にはパブリックコメント制度を設け、広聴体制を充実させています。

今後は、町民意識を的確に把握し、行政施策に町民の声を反映させていくため、双方向性のある広報・広聴活動の推進が重要となります。

〔基本方針〕

町民の行政に対する関心を高め、協働によるまちづくりを進めるため、必要な行政情報などを提供する広報活動の積極的な展開に努めます。

また、多様化する町民のニーズを的確に把握するための広聴活動を充実するとともに、情報化に対応した施策にも取り組み、町民の声が行政施策に反映できる広報・広聴体制の確立に努めます。

広報・広聴の充実

広報活動の充実

広聴活動の充実

〔施策の展開〕

1) 広報活動の充実

- ① 行政の課題などを掲載し、まちづくりを考える紙面づくりに努めるとともに、親しみやすくわかりやすい広報誌づくりに努めます。
- ② インターネットなどの広報媒体を活用した広報活動を進めながら、総合的な情報の提供を検討します。

2) 広聴活動の充実

- ① 行政のニーズを的確に把握するためのアンケート調査を実施し、広聴活動の充実に努めます。
- ② 町民と直接対話する懇談会の実施など、双方向の広聴活動の充実に努めます。
- ③ 町民との協働による開かれた町政を実現するため、町の政策等を決定する際にはパブリックコメントを実施し、町民のまちづくりへの参加を推進するとともに、行政運営の透明性の向上を図ります。

主要事業

- 広報・広聴手段の充実
- 広報誌・ホームページの充実
- インターネット等の活用
- パブリックコメントの推進



6-1-③ 地域間交流の促進

〔現況と課題〕

本町では、新しい地域社会の創造を目指し、環境美化運動や交通安全運動等を通じてコミュニティ意識を育むとともに、年間行事やイベントを通じて、地域間交流を計画的に推進してきました。

今後は、特色ある個性的なまちづくりのため、ふるさと意識の創成を目指すとともに、地域住民交流の活性化を図りながら、それぞれの地域が特性と自立性を持つコミュニティ形成と地域間交流を積極的に展開していく必要があります。

〔基本方針〕

コミュニティ意識の啓発と既存施設の活用を推進するとともに、地域資源を生かしたまちづくりと地域間交流を促進します。

地域間交流の促進

町民レベルの交流活動の促進

〔施策の展開〕

1) 町民レベルの交流活動の促進

- 1 町民が主体となった地域間交流を促進します。
- 2 農林漁業を通じた地域間交流の促進を図ります。

主 要 事 業

- 地域資源をいかした地域間交流の促進

6-1-④ 国際交流の促進

〔現況と課題〕

交通・情報通信手段の急速な進展に伴い、人・モノ・情報等の交流が活発になり、国際社会の進展が加速化し、町民レベルにおいても身近な生活の中で異文化に対する理解や国際感覚を求められる時代となっています。

こうした国際社会に対応するためには、町民一人ひとりが国際社会の一員として認識をもち、町民レベルでの国際化を進める必要があります。そのため、国際化に対応した人財育成の場を設けながら、町民と外国人との交流の促進に努め、国際化に対応した魅力ある地域づくりを進めていく必要があります。

〔基本方針〕

多様な国際交流活動を展開するため、既存施設を活用した交流拠点の形成を図りながら、各種サークルや団体の活動を助成するとともに、国際化に対応した人財の育成に努め、外国人とのふれあいの充実を図りながら地域の国際化を促進します。

国際交流の促進

国際化に対応した人とづくり、地域づくり

町民参加型の国際交流の推進

〔施策の展開〕

1) 国際化に対応した人とづくり、地域づくり

- ① 国際化に対応した人財の育成に努めるとともに、地域における町民と外国人とのふれあいの充実等により地域の国際化を図ります。
- ② 学校教育や生涯学習の場における学習活動を通して、国際的な問題や異文化に対する理解を促進します。

2) 町民参加型の国際交流の推進

町民レベルでの国際交流団体の活動支援及び関係団体・機関との連携の充実に努めます。

主 要 事 業

- 語学指導外国青年招致事業
- 外国籍・帰国子女日本語指導事業
- 国際交流活動の推進
- 外国人とともに生きるまちづくり

第2節

男女共同参画社会づくりの推進

序 論

基本構想

基本計画

6-2-① 女性の社会参加の促進

〔現況と課題〕

これまで女性が担当してきた家庭や地域における役割分担を見直していくことや、学校教育や社会教育において男女平等教育を推進し、男女平等意識の啓発に努めることが必要となっています。

また、男女雇用機会均等法などにより、女性の就業者数は年々増加する傾向にあるため、女性のための職業相談や情報提供の拡充に努めるとともに、職場において女性が働きやすい労働条件や環境が整備されるよう、積極的な普及、啓発活動が求められています。

さらに、家庭における女性の負担を軽減するための福祉対策の充実や政策決定の場への参画などを推進することも重要な課題となっています。

〔基本方針〕

これまで主に女性が担ってきた家事、育児、介護などの支援に努めます。また、男女平等教育の推進、就業機会の拡大、政策の決定の場への参画などを推進し、あらゆる分野において女性の社会参加を促進するとともに、男女共同社会の実現に向けた意識の啓発を図ります。

女性の社会参加の促進

平等意識の高揚

男女共同参画社会の推進

共同参画の環境整備

〔施策の展開〕

1) 平等意識の高揚

指導者等が言葉や態度・教材などに含まれる性差別を見抜き改める力を高めることによって、男女平等についての指導内容・方法の充実努めます。また、近年社会問題として顕在化してきた女性に対する暴力（DV）への対策については、関係機関と連携を図りながら、相談から保護、自立支援まで、相談者の意思に基づき、各種支援に努めます。

2) 男女共同参画社会の推進

- ① 学校教育や社会教育において男女平等教育を推進し、意識の啓発に努めます。
- ② 各種審議会や政策決定の場などへの積極的な女性の登用を図ります。



3) 共同参画の環境整備

- ① 保育や家庭介護などにかかる女性の負担を軽減するため、福祉施策などの充実に努めます。
- ② 女性が働きやすい職場環境づくりを進めるための普及、啓発活動に努めます。

主要事業

- 男女平等教育の推進
- 女性の審議会等への参画推進
- 女性の意思決定機関への参画推進
- 就労における男女平等の啓発





第3部

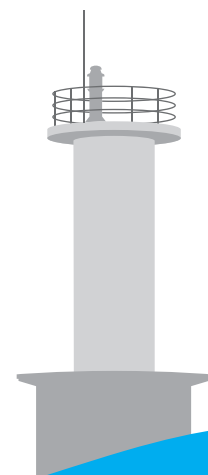


第7章

開かれた行財政づくり

第1節

町民に開かれた行財政の推進



7-1-① 行政運営の充実

〔現況と課題〕

本町では、新しい地方自治の時代に柔軟かつ弾力的に対応できる行政運営を図るため、行政サービスの維持や住民満足度の向上に努めながら、第3次階上町行政改革大綱に基づき、事務事業の見直しや組織機構の見直し、定員管理及び給与の適正化など、コスト削減による財政健全化に取り組んできました。

今後は、さらに増大する行政のニーズに対応するため、サービスの受益者である町民の視点と経営的な視点に立って、計画、執行、評価の各段階を通じて、時代に即応した新しい行財政システムを確立していく必要があります。

〔基本方針〕

社会経済情勢の変化や多様化する行政のニーズに対応するとともに、常に行財政改革に取り組んでいきます。また、施策や事業の実施にあたっては、その位置づけや行政の役割と重点化を明確にし、費用対効果を十分に検証し、コスト意識をもった実効性の高い行政運営（経営）の確立に努めます。

行政運営の充実

行政運営（経営）の効率化

行政目標の設定・行政評価・事務事業評価システム等の導入

行政運営（経営）の意識改革

町民の適切な意向の反映

行財政改革庁内プロジェクトチームの組織

〔施策の展開〕

1) 行政運営（経営）の効率化

- ① 多様化する行政のニーズに的確に対応するため、継続して行財政改革に取り組めます。
- ② スクラップ・アンド・ビルドを基本に、常に事務事業の見直しを行います。
- ③ 常に組織・機構の見直しを行い、時代に相応した行政づくりに努めます。
- ④ 行政のニーズを考慮した職員配置を図り、定員管理の適正化を推進します。
- ⑤ 地区まちづくり計画策定などを通じて、町民の適切な意向を尊重し、行政運営（経営）の効率化を図ります。

2) 行政目標の設定・行政評価・事務事業評価システム等の導入

効率的で効果的な行政運営を実現するため、行政目標を設定するとともに政策評価システムや事務事業評価システム等を確立し、計画・執行・評価の各段階の充実に努めるとともに、評価の結果を常に反映させていきます。

3) 行政運営（経営）の意識改革

- ① 時代の変化に対応できる人財を育成するため、職員の意識改革と資質の向上を図ります。
- ② 人材育成基本方針に基づき、創造的な発想や主体性の豊かな職員の確保と能力の活用など職員の資質向上を図ります。

主要事業

- 行財政改革の推進
- 行政組織機構の見直し
- 業務の民間委託の推進（指定管理者制度の検討含む）
- 行政評価委員会の設置
- 職員の能力開発、資質向上及び人財の育成
- 人材育成基本方針の見直し



7-1-② 広域的な連携

〔現況と課題〕

1) 現在、本町を含む1市6町1村で構成する地域では、昭和46年に八戸地域広域市町村圏事務組合を設立し、広域市町村圏計画を策定し、消防・救急、ごみ処理、上水道等の住民生活に密接な事務を広域で進めてきました。今後も、これまでの取り組みをさらに推進するとともに、増大する広域的な課題に対応していくため、関係市町村との連携を強化し、各分野において定住に向けた施策を展開していく必要があります。

2) 高規格道路八戸・久慈自動車道は、三陸沿岸を縦断して東北自動車道に結節し、青森県南地域と岩手県北部間との産業経済、文化等の交流促進や三陸沿岸の観光開発等を図る上で大きな役割を果たすと期待されています。本町にとっても、高規格道路八戸・久慈自動車道を最重要路線と位置付けているため、整備の推進を図る必要があります。

〔基本方針〕

1) 町民生活の広域化を踏まえ、行財政運営の効率化・合理化と広域的な課題への対応を図るため、広域圏の定住自立圏構想を軸として、近隣市町村との連携を強化し、広域行政の推進に努めます。

2) 国道45号の4車線化の要望活動と高規格道路八戸・久慈自動車道の岩手県側整備区間の格上げのための要望活動を引き続き行います。

広域的な連携

広域行政の推進

広域的自動車道等早期着工の要望

〔施策の展開〕

1) 広域行政の推進

① 事務組合による共同処理の充実を図るとともに、定住自立圏形成協定により、関係市町村間の連携を強化し、役割分担しながら、広域的な行政課題への取り組みを推進します。

② 地方分権の動向などをみながら、新たな広域行政についての研究・検討を進めます。

2) 広域的自動車道等早期着工の要望

国道45号の4車線化や高規格道路八戸・久慈自動車道の早期着工のため、広域的に連携を図り、

要望活動を進めます。

主 要 事 業

- 八戸圏域定住自立圏構想の推進
- ふるさと市町村圏計画等の広域計画の推進
- 広域的自動車道等早期着工の要望



7-1-③ 健全な財政運営の推進

〔現況と課題〕

1) 財源の確保

今後の行政運営には、町税等の自主財源の確保が重要な課題となります。今後は、より一層の収納体制の強化を図るとともに、使用料・手数料の見直しや、町税以外の自主財源の発掘など、自主財源の確保に向けた取り組みを行う必要があります。

2) 地域主権社会に即した財政運営

第3次行政改革や集中改革プランの実施により、事務事業の見直しや優先度をつけて事業を実施したことで、財源の効率的運用につながりました。今後は、地域主権社会に即した財政運営を図り、町民主体のまちづくりを進めるため、町民と行政が協働により地域力を高めていくとともに、経常経費の抑制と事務事業の見直しについても検討していく必要があります。

3) 将来負担の軽減

本町の1年間の借金返済額は平成20年度で約10億円となっており、町の予算の約20%を占めている状況です。今後は、この硬直化した財政運営の改善を図るため、借金を減らしていく対策が必要です。

4) 財政状況の公表

町民と行政が相互に理解し合いながらまちづくりを進め、相互の共通認識を高めるために、町の財政状況についてわかりやすい公表の仕方を検討する必要があります。

〔基本方針〕

行財政改革に取り組みながら、自主財源の確保に努めるとともに、地域主権社会に即した財政運営を目指し、将来の世代に対する負担の軽減を図り、財政状況をわかりやすく町民に公表するなど、町民と相互理解の上で健全な財政運営に努めます。

健全な財政運営の推進

財源の確保

地域主権社会に即した財政運営

将来負担の軽減

財政状況の公表

〔施策の展開〕

1) 財源の確保

①町税については、課税客体的確な把握と適切な滞納整理の推進、さらには収納体制の強化などにより確保に努めます。また、使用料・手数料の見直しにより、受益者負担の適正化と財源の確保に努めます。

②ホームページ及び封筒への広告掲載などによる新たな財源の発掘に努めます。

2) 地域主権社会に即した財政運営

①第4次行財政改革大綱の推進により、さらなる事務事業の見直し、経常経費の抑制に努めます。

②総合振興計画行動計画書（ローリング）により、事業の重要度、優先度、効果といった事務事業評価を考慮しながら、限られた財源の効率的配分に努めます。

③町民と行政の協働により地域力を高めていくよう、町民の意思を反映できる財源の運用に努めます。

3) 将来負担の軽減

後年度の財政運営に大きな影響を及ぼす借金（地方債）を減らすため、借金の発行を抑制し、次世代の将来的な負担の軽減に努めます。

4) 財政状況の公表

町民と行政が相互に理解し合い、まちづくりを展開していくため、わかりやすい町の財政状況の公表に努めます。

主 要 事 業

- 自主財源の確保
- 事務事業見直し・経常経費の抑制
- 総合振興計画行動計画書による健全な財政運営の促進
- 借金残高の抑制
- 財政状況の公表

7-1-④ 町民・議会・行政一体の地域自立経営の推進

〔現況と課題〕

国の財政危機と三位一体の改革、本格化する地域主権社会に伴い、「基礎自治体」として主体性の高いまちづくりを進めるため、第4次行財政改革大綱の推進による行財政基盤の強化や、定住自立圏構想をはじめとする地域活性化施策を積極的に活用し、自治体の役割を適切に果たすことが求められています。

今後は、町民・議会・行政が一体となってまちづくりを進め、地区まちづくり基本計画の実現に向けた取り組みを支援しながら、主体性の高い基礎自治体を確立していくことが重要となります。

〔基本方針〕

これまでの機能を最大限活用して、高度化する行政事務に的確に対処できる人財の育成を図りながら行財政改革を推進し、行財政、産業、文化等あらゆる分野で主体性の高い自治体経営に努めます。

町民・議会・行政一体の 地域自立経営の推進

基礎自治体としての主体性の向上

地域自立経営の促進

〔施策の展開〕

1) 基礎自治体としての主体性の向上

町の多様な課題に対処できるように、共同方式による周辺市町村間での広域連携や県による補完など、多様な選択肢を用いて町が最も適した仕組みを選択するなどし、主体性の向上を図ります。

2) 地域自立経営の促進

行財政改革や情報公開、男女共同参画社会の形成を積極的に進めるとともに、地域独自の施策を企画・立案できる人財の育成・確保、組織機構の合理化を図り、地域主権社会に即した行政の推進に努めます。

主 要 事 業

- 職員の専門的な知識・能力の開発